縮小版

# 東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書

(原子炉施設の変更)

本文及び添付書類

平成14年12月

日本原子力発電株式会社

				三 変更の内容
			平成14年12月26日	昭和47年12月23日付け47原第11624号をもって設置許可を受け、別紙1のと
繈	済産	業大臣		おり設置変更許可を受けた東海第二発電所の原子炉設置許可申請書の記載事
	*	溜 赴	5 聚	項中, 次の事項の記述の一部を別紙2のとおり変更する。
				五原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備
			住 所 東京都千代田区神田美土代町1番地1	四 変更の理由
			申請者名 日本原子力発電株式会社	(1) 固体廃棄物を処理するため,以下の設備を設置する。これらの設備は東
			代表者氏名 取締役社長 驚 見 禎 彦	海発電所と共用とする。
				a. 濃縮廃液の減容固化体を固化するためのセメント混練固化装置
		· /	<b>茛施第二発電所原子炉設置変更許可申請書</b>	b. 不燃性の雑固体廃棄物を溶融。焼却するための雑固体減容処理設備
			(原子炉施設の変更)	また、この変更に伴い、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備のうち、
				液体廃棄物の廃棄設備の記載,及び固体廃棄物の廃棄設備の記載を最新の
祾	原料电	勿質、核タ	<b>鸄料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第1項の規定</b>	記載形式に合わせる。なお,セメント混練固化装置の設置に伴い滅容固化
に基	ぼう	下記のと	:おり東海第二発電所の原子炉設置変更許可の申請をいたし	体貯蔵室の容量を変更する。
法守	, °			(2) 使用済樹脂及び廃スラッジを雑固体廃棄物焼却設備にて焼却するよう
				処理方法を追加する。
			2 <u>4</u>	(3) 不燃性の雑固体廃棄物の処理方法に固型化処理を追加する。
1	氏名又	くは名称及	び住所並びに代表者の氏名	五 工事計画
	凡名	5又は名利	1. 日本原子力発電株式会社	当該変更に伴う工事の計画は、別紙3のとおりである。
	住	更	東京都千代田区神田美士代町1番地1	
	代表	者の氏名	取締役社長 驚 見 禎 彦	
11	変更に	:係る工場	又は事業所の名称及び所在地	
	谷	務	東海第二発電所	
	所	在地	茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1	

| |

11

- 2 -

設置変更許可の経緯

22 COM CARLY AND AND A DAY	A DEPENDENT OF A DEPENDENT A DEPENDENT OF A DEPENDE	
許可年月日	許 可 番 圮	備考
昭和50年 9月17日	50原第6663号	原子炉施設の変更 (8×8型蒸料の採用,主蒸気 隔離弁漏浅抑制系,非常用ガス 再循環系等の追加)
昭和51年10月21日	51安(原規)第70号	原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵架台の増設 等)
昭和152年 8月15日	52安(原規)第179号	原子炉施設の変更 (新しい炉心の熱特性評価方法 の採用(GETAB),固体廃 棄物置場,固定モニタ等の東海 発電所との共用)
昭和52年11月24日	52安(原規)第280号	原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵架台の増設)
昭和56年 2月 3日	55資庁第17010号	使用済燃料の処分の方法の変更
昭和57年 3月31日	56資庁第13144号	原子炉施設の変更 (放射性廃薬物貯蔵設備及び処 理設備の新・増設)
昭和58年 9月 9日	58資庁第5196号	原子炉施設の変更 (新型8×8燃料の採用)
昭和61年12月 5日	61資庁第7506号	原子炉施設の変更 (新型8×8ジルコニウムライ ナ燃料の採用,取替燃料の平均 濃縮度の変更)
昭和63年 4月14日	62資庁第10383号	原子炉施設の変更 (新型制御棒の採用)
平成 3年 5月22日	2資庁第3247号	原子炉施設の変更 (高紫焼度8×8 燃料の採用, 使用済燃料貯蔵施設の貯蔵能力 の増強) 使用済燃料の処分の方法の変更
平成 4年 2月18日	3資庁第9379号	原子炉施設の変更 (起動領域計装の採用)
		224427.

| 30 |

- 4 --

別紙2	後,放射性物質濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水放水路
変更の内容	に放出する。
五 原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備	排ガス洗浄廃液処理系に導かれた排ガス洗浄廃液は、放射性物質濃
ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備	度が低いことを確認したうえで復水器冷却水放水路に放出する。
放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の記述のうち, (ロ)液体廃棄物の	(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備
廃棄設備の(1)構造,及び(ハ)固体廃棄物の廃棄設備の記述を以下のとおり	(1) 構 造
変更する。	固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理系)は,廃棄物の種類に応
(1) 液体廃棄物の廃棄設備	じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹
·(1)椿 造	脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、クラッドスラリタンク、廃液
液体廃棄物はその発生源により,機器ドレン廃液,床ドレン廃液,	スラッジ貯蔵タンク,床ドレンスラッジ貯蔵タンク,固化装置(セメ
化学廃液、洗濯廃液及び排ガス洗浄廃液に分類され、それぞれ機器ド	ント固化式), 減容固化設備, 減容固化体貯蔵室, セメント混練固化
レン処理系,床ドレン処理系,再生廃液処理系,洗濯廃液処理系及び	装置,减容装置,雑固体廃棄物焼却設備, <mark>維固体減容処理設備</mark> ,サイ
排ガス洗浄廃液処理系で処理する。	トバンカプール、固体廃棄物貯蔵庫等で構成する。
機器ドレン処理系に導かれた機器ドレン廃液等は,ろ過装置,脱塩	濃縮廃液は,濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、固化装
装置によって処理する。	置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に
床ドレン処理系へ導かれた床ドレン廃液は、再生廃液処理系に移送	固化し貯蔵保管する。あるいは,放射能を減衰させた後,減容固化設
し濃縮処理するか、又は床ドレン処理系のろ過装置で処理する。	備で乾燥・造粒固化後、容器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか,
再生廃液処理系に導かれた化学廃液等は、中和後、濃縮装置によっ	貯蔵した後,セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材(セメン
て処理する。	ト)と混練して固化し貯蔵保管する。
濃縮処理の際発生した濃縮廃液は、固体廃棄物として処理し、発生	フィルタ脱塩装置から発生する使用済樹脂は使用済粉末樹脂貯蔵タ
蒸気は凝縮後,機器ドレン処理系に移送する。	ンクに、また、非助材型ろ過装置から発生する廃スラッジはクラッド
各処理系で処理された処理済液は原則として、回収、再使用するが、	スラリタンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、固化
放射性物質濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水放水路に放	装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内
出する場合もある。	に固化し貯蔵保管する。
洗濯廃液処理系に導かれた洗濯廃液は、ろ過装置によって処理した	脱塩装置から発生する使用済樹脂並びに助材型ろ過装置から発生す

- 2 -

- 9 -

る廃スラッジは、使用済樹脂貯蔵タンク、廃液スラッジ貯蔵タンク若 しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能 を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却するか、固化装置(セ メント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し 貯蔵保管する。焼却灰は不燃性の雑固体廃棄物として処理する。 可燃性の維固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又 は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性の維固体廃棄物と して処理する。

不燃性の雑固体廃棄物は、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、固型化材(モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。

使用済制御棒等の放射化された機器は、使用済燃料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器に収納しサイトバンカプールに移送し貯蔵保管する。

雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備からの排ガスは、フィルタを通し放射性物質濃度を監視しつつ排気筒等から放出する。

固体廃棄物処理系は、廃棄物の圧縮、焼却、溶融・焼却、固化等の

処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。 上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の進へい設計を行った

発電所内の固体廃棄物貯蔵庫C貯蔵保管する。

なお, セメント混練固化装置, 雑固体廃棄物焼却設備(既設), 維 固体減容処理設備, 固体廃棄物貯蔵庫(既設) は東海発電所と共用す また、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄す

ŵ

N0

(2) 廃棄物の処理能力

使用済粉末樹脂貯蔵タンクの容量は約280m<sup>3</sup>,使用済樹脂貯蔵タンクの容量は約630m<sup>3</sup>,クラッドスラリタンクの容量は約500m<sup>3</sup>,廃液スラッジ貯蔵タンクの容量は約320m<sup>3</sup>,床ドレンスラッジ貯蔵タンクの容量は約110m<sup>3</sup>,減容固化体貯蔵室の容量は約1,400m<sup>3</sup>,サイトバンカプールの容量は約1,900m<sup>3</sup>である。

固体廃棄物貯蔵庫は200ℓドラム缶相当で約73,000本を貯蔵保管する 能力がある。

### 工事計 画

年度		ī	平成	21	4 \$	F						平	成	1 5	5年									平	成 1	6	年						,			鄆	成	17	7年				
	<b> </b>	(	2	$\frac{0}{1}$	) 2	)	·		<u> </u>	r		(2	20	0	3)	·								(2	0	0 4	1)									(2	2 0	0	5)				
項目見	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
セメント混練 固化装置の設 置に伴う工事															着▽   [	T.															竣 ▽ ]	Ľ											
雑固体滅容処 理設備の設置 に伴う工事			8												着 ▽																			<b>竣</b> ▽	L								

### 申請書添付参考図面

申請書添付参考図面を次のとおり変更する。

- 第16図 液体廃棄物処理の系統概要図を添付1のとおり変更する。
- 第20図 周辺監視区域図を添付2のとおり変更する。
- 第21図 廃棄物処理建屋平面図(地下階)を添付3のとおり変更する。
- 第22図 廃棄物処理建屋平面図(地上階)を添付4のとおり変更する。
- 第23図 廃棄物処理建屋断面図を添付5のとおり変更する。
- 第24図 固体廃棄物処理の系統概要図を添付6のとおり変更する。



添付 2 1



### 第21図 廃棄物処理建屋平面図(地下階) (添付書類 八 第2.1-6図)

-14-

-13 -

-15-



第23図 廃棄物処理建屋断面図

(添付書類 八 第 2. I-8 図)



(添付書類 八 第10.3-1図)

添付5

添付 6

今回の変更申請に係る東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施 設の変更)の添付書類は、以下のとおりである。	添付書類一 変更後における原子炉の使用の目的に関する説明書 東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変 更)(平成14年9月12日付け,平成14・07・10原第1号をもって 設置変更許可)の添付書類一の記載内容と同じ。	添付書類二 変更後における原子炉の熱出力に関する説明書 東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変 更)(平成14年9月12日付け, 平成14・07・10原第1号をもって 設置変更許可)の添付書類二の記載内容と同じ。	添付書類三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類 別添1に示すとおりである。	添付書類四 変更後における原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類 東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変更)(平成14年9月12日付け,平成14・07・10原第1号をもって 設置変更許可)の添付書類四の記載内容と同じ。	<ul> <li>添付書類五 変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関す</li> <li>る説明書</li> <li>別添2に示すとおりである。</li> <li>-1-</li> </ul>
	添 守 鬱 類				

添付書類六	変更に係る原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、	変更後における核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物
	社会環境等の状況に関する説明書	による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説
	東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変	明書
	更) (平成14年9月12日付け, 平成14・07・10原第1号をもって	添付4に示すとおりである。
	設置変更許可)の添付書類六の記載内容と同じ。	添付4に示す記載内容以外は次のとおりである。
		東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変
添付書類七	変更に係る原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十	更) (平成14年9月12日付け, 平成14・07・10原第1号をもって
	キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キ	設置変更許可)の添付書類九の記載内容と同じ。
	ロメートル以内の地域を含む緒尺五万分の一の地図	
	東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変 添付書類十	変更後における原子炉の操作上の過失,機械又は装置の故障,地
	更) (平成14年9月12日付け, 平成14・07・10原第1号をもって	この、こので、こので、「などので、「などので、「などので、」で、「ないで、「ない」で、「ない、」で、「ない、」で、「ない、」で、「ない、」で、「ない、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
	設置変更許可)の添付書類七の記載内容と同じ。	種類、程度、影響等に関する説明書
		東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変
添付書類八	変更後における原子炉施設の安全設計に関する説明書	更) (平成14年9月12日付け,平成14・07・10原第1号をもって
	別添3に示すとおりである。	設置変更許可)の添付書類十の記載内容と同じ。

別添3に示す記載内容以外は次のとおりである。

東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書(原子炉施設の変

更) (平成14年9月12日付け, 平成14・07・10原第1号をもって

設置変更許可)の添付書類八の記載内容と同じ。

1. 変更の工事に要する資金の額 セメント混練固化装置の設置工事及び雑固体減容処理設備の設置工事に	係る費用は、約 57 億円である。	2. 変更の工事に要する資金の調達計画	自己資金及び借入金により調達する計画である。 添付書類三	<b>ぎる資金の額及び調達計画を記載した書類</b>				
別称1			添 分	変更の工事に要する資金の				

応軍の下事に更する資令。 -

別添1

	当社は,昭和 32 年以来,原子力発電関係の諸調査,諸準備	<b>手を進め,技術</b>
	者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、研究、調	,建設,運転,
	廃止措置等を通じ, 技術的能力の蓄積に努めてきた。	
	昭和 41 年 7 月に東海発電所の営業運転を開始し,以来今日	以下のごとく
	原子炉を4基保有している。	
添付 書 類 五	原子炉の名称	の開始
	東 海 発 電 所 (電気出力 166MW) 昭和 41 年	7月25日
変更に係る原子炉施設の設置及び運転に関する	(平成13年10月4日原子炉の解	本の届出)
技術的能力に関する説明書	東海第二発電所(電気出力 1,100MW) 昭和 53 年	1月28日
	敦賀発電所1号炉(電気出力 357MW) 昭和 45 年	3月14日
	軟賀発電所 2 号炉(電気出力 1,160MW) 昭和 62 年	2月17日
	当社は、これらの原子炉の建設経験と約 36 年に及ぶ運転経験	学有している。
	本変更については、設計は発電管理室において行い、現地工事	<b>び</b> びに原子炉施
	設の運転及び管理は東海第二発電所において行う。	
	また、本変更に係る東海第二発電所の安全性、信頼性を確保	-るために行う
	品質保証活動については、設計、製作、施工、運転の各段階に	らいて, 社内基
	準に基づき、組織、権限を明確にし実施する。その責任と分担	は, それぞれの
	担当箇所が責任をもって業務を遂行するものであるが、本活動	)統括は発電管
	理室長が行い,東海第二発電所においては,所長が本活動に基	き業務責任を
	明確にして確実に実施する。以上の品質保証に係る品質監査に	いては、発電
	部門とは独立した社長室が行う。	
	以上のとおり,本変更は,発電管理室,社長室及び東海第二	竃所の業務の
	中で十分対応できるものである。	

別添2

5 - 1

第1表 本店及び東海第二発電所の技術者の人数等

なお、参考として、平成14年12月1日現在における本店及び東海第二発電

所の技術者の人数等を第1表,並びに原子力関係組織系統図を第1図に示す。

平成14年19月1日現在

F以上の人数を	圣験年数が10年	術者としての新	<b>ぎのうち, 抜</b> (	内は,管理	注:()
<u>8</u>	14	CL	65 (64)	205	東海第二 発電所
2	56	29	186 (155)	333	本店
	の人数				
有資格者の 人数	線取扱主任 者有資格者	技術者有資 格者の人数	ち管理者の 人数	総人数	
運転責任者	第一種放射	原子炉主任	技術者のう	技術者の	
等の人数	うち有資格者	技術者の			

示す。

5 - 2

5 - 3





下記項目の記述及び関連図面等を次のとおり変更又は追加する。	1. 安全設計の考え方	1.7 原子炉設置変更許可申請(平成14年12月26日申請)に係る安全設計の	方針(追加)	1.7.1 安全設計の基本方針	1.7.2 「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審查指針 (平成13年3	月29日一部改訂)」に対する適合	1.7.3 安全機能の重要度分類	第1.7-1表 安全上の機能別重要度分類	第1.7-2表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類	2. プラント配置ならびに建屋,構築物の概要	第2.1-6図 廃棄物処理建屋平面図(地下階)	第2.1-7团 廃棄物処理建屋平面図(地上階)	第2.1-8図 廃棄物処理達屋断面図	4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備	4.3 主要設備	4.3.5 使用済燃料乾式貯蔵設備	<ol> <li>- 電気系</li> </ol>	9.2 電気系統構成	第9.2-2図 所内単線結線図	
					孫 付 書 類 八		変更後における原子炉施設の安全設計に関する説明書													

別添3

8 - 🛛 - 1

- 10. 放射性廃棄物の廃棄施設
- 10.2 液体廃棄物処理施設
- 10.2.1 処理設備概要
- 10.2.2 処理流路線図
- 10.2.3 設備仕様
- 10.3 固体廃棄物処理施設
- 10.3.1 処理設備概要
- 10.3.2 処理流路線図
- 10.3.3 設備仕様
- 10.3.4 固体廃棄物貯蔵庫
- 第10.2-1 國液体廃棄物処理流路線図
- 第10.3-1図 固体廃棄物処理流路線図
- 11. 放射線管理施設
- 11.3 放射線計測器
- 11.3.1 発電所内の放射線監視設備及び測定機器
- 外部放射線量率測定設備及び測定機器
- 11.3.2 放出放射性廃棄物及び系統内の放射線監視設備並びに測定機器
- (11) 雑固体減容処理設備排水モニタ(追加)
- 第11.3-1図 プロセス・モニタ位置
- 18. 参考文献

[その5-9×9燃料が装荷されたサイクル以降]

指針1. 準拠規格及び基準	安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計、材料の選定、製作	及び検査について、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して遥	切と認められる規格及び基準によるものであること。			適合のための設計方針	セメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備の設計,材料の選定,製作	試験及び検査については「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」	「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則の規定に基づく線量限度が	を定める告示」等の法令,規格及び基準に基づくとともに,下記の法会.;	格、基準等に準拠する。	① 電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令	② 電気設備に関する技術基準を定める省令	③ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	④ 日本工業規格(118)	⑤ 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)	⑤ 日本建築学会各種構造設計及び計算規準(AIJ)	① 日本電気協会で規定する電気技術規程及び指針 (JEAG, JEAG)	⑧ 建築基準法	<ol> <li>消防法</li> </ol>	⑩ ASME*(American Society of Mechanical Engineers)規格	① ANS1*(American National Standards Institute) 規格	⑫ ASTM*(American Society for Testing and Materials) 規格	樂
1.7 原子炉設置変更許可申請(平成14年12月26日申請)に係る安全設計の方 ^.	in the second seco	1.7.1 安全設計の基本方針	今回の原子炉設置変更許可申請に係る原子炉施設は、「核原料物質、核然	料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「電気事業法」等の関係法令の要	求を満足するとともに、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指	針」等に適合する構造とする。		1.1.2 「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成13年3月29	日一部改訂)」に対する適合	今回の原子炉設置変更許可申請に係る原子炉施設は、「発電用軽水型原子	炉施設に関する安全設計審査指針(平成13年3月29日一部改訂)」のうち以下	の指針に十分適合するように設計する。各指針に対する適合のための設計方	針は次のとおりである。	ただし,本項において用いる用語の定義は,同指針皿「用語の定義」に従	い、それぞれ当該各号の定めるところによる。									

指針5. 火災に対する設計上の考慮

原子炉施設は、火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の 軽減の3方策を適切に組み合わせて、火災により原子炉施設の安全性を損

なうことのない設計であること。

適合のための設計方針

火災によりセメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備の安全性が損な われることを防止するために,「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する

審査指針」に基づき

火災発生防止

火災検知及び消火

火災の影響の軽減

の3方策を適切に組み合わせて,次の各項を考慮した設計とする。

(1)潤滑油等を使用する設備は、その内蔵量を最小限に抑える設計とするとと

もに、漏えいし難い構造とする。

(2)灯油及び酸素を使用する設備は、その貯蔵量を運用上必要最低限に抑える 設計とする。

(3)電気系統は、地絡、短絡等に起因する過電流による過熱を防止する設計とする。

(4)ケーブル、盤等は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。

(5)高温排ガス又は溶融物からの輻射熱により高温となる機器は、耐火物で保 護する設計とする。

(6) 万一の火災発生に備えて,必要な箇所には自動火災検知器,消火器を設置

する。また、自動火災検知器は常用電源が喪失した場合でもその機能を失 わない設計とする。

孫付書類八の下記項目参照
 13.発電所補助系

安全機能を有する構築物、系統反び機器が3些以上の原子炉施設間で共 用される場合には、原子炉の安全性を損なうことのない設計であること。 のための設計方針 のための設計方針 のための設計方針 (本ント高減間化装置及び種園体減停処理設備は、実務発電所共用とする) とメント高減間化装置及び種園体減停処理設備は、実務発電所共用とする 、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 (統一書類への下記項目参照 (施付書類への下記項目参照 ) 1. 文全般前の重要度分類に明する審査指針」に基づき、それが見たう を執能の重要度分類に明する審査指針」に基づき、それが見たう を執能の重要度分類に明する審査指針」に基づき、それが見たう を執能の重要度分類に明する審査指針」に基づき、それが見たう を執能の重要度分類に明する審査相合化、切う、維持し の、就特性應素物の廃棄施設	安全機能を有する構築物、系統及び機器が违以上の原子炉施設間で共 用される場合には、原子炉の安全性を損なうことのない設計であること。 日される場合には、原子炉の安全性を損なうことのない設計であること。 合のための設計方針 セメント語線固化装置及び補固体減等処理設備は、実務発電所共用とする が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により間子の変重体が、「発行し得る設計である こと。 (こう) (こう) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (	指針7. 共用に関する設計上の考慮	指針9. 信頼性に関する設計上の考慮
<ul> <li>のための設計方針</li> <li>ごと。</li> <li>ごと。</li> <li>ごと。</li> <li>ごとの</li> <li>ごん「「おんに着知んの</li> <li>「の</li> <li>近射性施業物の施業施設</li> <li>ごんが生 短んで この</li> <li>ごん加い、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し</li> <li>ごん加い、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し</li> <li>(施作者類への下記項目参照</li> <li>(1) 近射性施業物の施業施設</li> <li>(2) 近射性産類への下記項目参照</li> <li>(1) 近射性廃業物の施業施設</li> <li>(1) 近射性廃棄物の施業施設</li> <li>(1) 近期性 (1) 近期性 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)</li></ul>	<ul> <li>         のための設計方針         <ul> <li></li></ul></li></ul>	安全機能を有する構築物、系統及び機器が2基以上の原子炉施設間で共田される名字は「国本たらの全州を損やたい」	1. 安全機能を有する構築物,系統及び機器は、その安全機能の重要度アドドア +44ド点い信邮州を確因し、かつ、維持し得る部計である
のための設計方針         通合のための設計方針           セメント語練園化装置及び雑園体減客処理設備は、東海発電所共用とする         適合のための設計方針           ・共用により原子师の安全性を損なうものではない。         1.について           ・共用により原子师の安全性を損なうものではない。         1.について           ・成件書類入の下記項目参照         1.について           添付書類入の下記項目参照         1.について           「0. 放射性廃棄物の廃棄協力         2.8計とする。           (10. 放射性廃棄物の廃棄協力         5.8計とする。           (10. 放射性廃棄物の廃棄協力         5.8計とする。           (11. 炊料性廃棄物の廃棄協力         5.8計とする。           (11. 炊台書類入の下記項目参照         1. 炊台書類入の下記項目参照	<u>白のための設計力計</u> セメント混練固化減停処理設備は、東海発電所共用とする が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。 たたついて し、放射性廃棄物の廃棄施設 10. 放射性廃棄物の廃棄施設 10. 放射性廃産物の廃棄施設 10. 放射性廃棄物の廃棄施設 10. 放射性廃産物の産業施設 10. 放射性廃産物の産業施設 10. 放射性廃産物の産業施設 10. 放射性廃産物の産業施設 10. 放射性産素物の産業施設 10. 放射性産素物の廃棄施設 10. 放射性産素物の産業施設 10. 放射性産業物の産業施設 10. 次計	石と41つ参口に44、死丁ゲワズ玉江を損なりしてひはV4K前にめるして。	てやして、「77、回24.回発日台集保し、24.0、発品です。124.1。124.1、12.1、12.1、14.1、14.1、14.1、14.1、14.1
<ul> <li>セメント混練固化装置及び雑団体減客処理設備は、東海発電所共用とする</li> <li>・共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>・共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>・ たついて</li> <li>・ たいの</li> <li>・ たいの<!--</td--><td><ul> <li>セメント混練団心装置及び雑団体減客処理設備は、東海発電所共用とする</li> <li>が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>1. 広くにていて</li> <li>1. 広くにていていた</li> <li>1. 広々日本類への下記項目参照</li> <li>1. 広々に高い信頼性を確保し、かつ、維持しる記事とする。</li> <li>1. 広々に訪い信頼性を確保し、かつ、維持しる記事とする。</li> <li>1. 広々に許の考え方</li> <li>1. 安全説計の考え方</li> <li>1. 安全説計の考え方</li> </ul></td><td><u> 呑のための設計方針</u></td><td></td></li></ul>	<ul> <li>セメント混練団心装置及び雑団体減客処理設備は、東海発電所共用とする</li> <li>が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>1. 広くにていて</li> <li>1. 広くにていていた</li> <li>1. 広々日本類への下記項目参照</li> <li>1. 広々に高い信頼性を確保し、かつ、維持しる記事とする。</li> <li>1. 広々に訪い信頼性を確保し、かつ、維持しる記事とする。</li> <li>1. 広々に許の考え方</li> <li>1. 安全説計の考え方</li> <li>1. 安全説計の考え方</li> </ul>	<u> 呑のための設計方針</u>	
<ul> <li>・ 共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>・ 大メント超線固化装置及び雑団体減容処理設備は、「発電用軽水型原子 セメント超線固化装置及び雑団体減容処理設備は、「発電用軽水型原子 施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たう 金機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たう 金機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たう 金機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たう</li> <li>・ 放射性廃棄物の廃棄施設</li> <li>・ 放射性停</li> </ul>	<ul> <li>が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	セメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備は、東海発電所共用とする	適合のための設計方針
セメント混練固化装置及び雑固体減客処理設備は、「発電用軽水型原子 施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす 金機能の性質に応じて分類し、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し 10. 放射性廃薬物の廃棄施設 3. 2. 計とする。 11. 女全設計の考え方 1. 女全設計の考え方	セメント混練団心装置及び篠岡体減客処理設備は、「発電用極水型原子 施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが見たす 金機能の性質に応じて分類し、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し 3.0. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.0. 放射性廃棄物の廃棄施設 3.1. 佐全設計の考え方 1. 佐全設計の考え方	が、共用により原子炉の安全性を損なうものではない。	1. について
益付書類八の下記項目参照                  10. 放射性廃棄物の廃棄施設                   3                     3                 近日                近日                    近日                    10. 放射性育事業額の                10. 放射性育業額人の下記項目参照                 1. 安全設計の考え方	<ul> <li>              益付書類八の下記項目参照               10. 放射性廃棄物の廃棄施設               10. 放射性産事業物の廃棄施設               10. 放射性産事業物の廃棄施設                   5.0 対                 10. 放射性産事業物の廃棄施設                 (加)                 (福祉費                (加)                 (加)                <!--</td--><td></td><td>セメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備は、「発電用軽水型原子・施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす。</td></li></ul>		セメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備は、「発電用軽水型原子・施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき、それが果たす。
10. 放射性廃棄物の廃棄施設 る設計とする。 添付書類八の下記項目参照 1. 安全設計の考え方	<ol> <li>10. 放射性廃棄物の廃棄施設</li> <li>8.設計とする。</li> <li>添付書類ハの下記項目参照</li> <li>1. 安全設計の考え方</li> </ol>	「添付書類八の下記項目参照	全機能の性質に応じて分類し、十分に高い信頼性を確保し、かつ、維持し
極位書類八の下記項目参照           1. 安全設計の考え方	後付書類八の下記項目参照 1. 安全設計の考え方	[10. 放射性廃棄物の廃棄施設]	る設計とする。
1. 安全設計の考え方	1. 安全設計の考え方		極いた。「「「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
			1. 安全設計の考え方

8 - 1 - 5

. 放射性液体廃棄物の処理施設	子炉施設の運転に伴い発生する放射性液体廃棄物の処理施設は、	なろ過、蒸発処理、イオン交換、貯留、減衰、管理等により、周	境に対して、放出放射性物質の濃度及び量を合理的に達成できる	低減できる設計であること。	射性液体廃棄物の処理施設及びこれに関連する施設は、これらの	からの液体状の放射性物質の漏えいの防止及び敷地外への管理さ	い放出の防止を考慮した設計であること。
3. 放射	原子炉施高	刃なろ過、	環境に対し	の低減でき	放射性液体	受からの剤	よい放出の
指針5	1. J	適	Ш.	限	2. ħ	施言	れた

## 適合のための設計方針

1. たついて

雑固体減容処理設備で発生した排ガス洗浄廃液は、放射性物質の濃度が低いことを確認する等周辺公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つ設計とし、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」を満足す

2.について

るように設計する。

雑固体減容処理設備で発生した排ガス洗浄廃液の漏えいを防止するため、

次の各項を考慮した設計とする。

(1) 漏えいの発生を防止するため、適切な材料を使用する。

(2)処理施設は独立した区画内に設置し、周辺に堰等を設け、漏えいの拡大防止対策を講じた設計とするとともに、敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。

10. 放射性廃棄物の廃棄施設 添付書類八の下記項目参照 添付書類九の下記項目参照 4. 放射性廃棄物処理

	指針55. 固体廃棄物貯蔵施設 固体廃棄物貯蔵施設は、原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物を 貯蔵する容量が十分であるとともに、廃棄物による汚染の拡大防止を考 慮した設計であること。	<u>適合のための設計方針</u> セメント混練固化装置の設置に伴い減容固化体貯蔵室の容量は減少するが, 濃縮廃液を処理する減容固化設備から発生する減容固化体を十分貯蔵できる 設計とする。なお、変更後においても、減容固化体貯蔵室は廃棄物による汚 染の拡大防止のための機能を損なうものでなない。	
指針54. 放射性固体磨垂物の加理检验	原子炉施設から発生する放射性固体廃棄物の処理施設は、廃棄物の破砕、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等の防止を考慮した設計であること。	<u>適合のための設計方針</u> セメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備は、処理過程において放射 性物質の散逸等の防止を考慮した設計とする。	10. 放射性廃棄物の廃棄施設

10. 放射性廃棄物の廃棄施設

添付書類八の下記項目参照

<u>添付書類九の下記項目参照</u> 4. 放射性廃棄物処理

指針51. 放射線業務従事者の放射線防護	1. 原子炉施設は,放射線業務従事者の立入場所における線量を合理的	に達成できる限り低減できるように、放射線業務従事者の作業性等を	考慮して,進へい,機器の配置,遠隔操作,放射性物質の漏えい防止,	換気等,所要の放射線防護上の措置を講じた設計であること。
----------------------	-----------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	------------------------------

## 適合のための設計方針

1. について

セメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備は、放射線業務従事者の線 量を合理的に達成できる限り低減できるように,進へい,機器の配置,放射 性物質の漏えい防止,換気等,所要の放射線防護上の措置を講じた設計とす ŝ

また,操作盤は,放射線レベルの低い場所に設置し,装置の遠隔操作が可 能なように設計する。

10. 放射性廃棄物の廃棄施設 添付書類八の下記項目参照 添付書類九の下記項目参照 いく遺

2.

また, 放射線管理施設は, 必要な情報を制御室又は適当な場所に表示 原子炉施設は、放射線業務従事者を放射線から防護するために、放射 線被ばくを十分に監視及び管理するための放射線管理施設を設けた設計 指針58. 放射線業務従事者の放射線管理 できる設計であること。 であること。

## 適合のための設計方針

セメント混練固化装置及び雑固体減容処理設備を設置する場所の主要な箇 所にエリア・モニタを設け、指示及び警報を発する設計とする。また、廃築 物処理建屋操作室で指示するとともに、中央制御室で記録し、警報を発する 設計とする。

また、放射線業務従事者が特に頻繁に立ち入る場所については、定期的及 プリング等による空気中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の び必要の都度、サーベイ・メータによる外部放射線に係る線量当量率、サン 密度の測定を行い、適当な場所に表示する設計とする。

添付書類八の下記項目参照 11. 放射線管理施設

指針59. 放射線監視	1.7.3 安全機能の重要度分類
原子炉施設は、通常運転時及び異常状態において、少なくとも原子炉	原子炉施設の安全機能の相対的重要度を、「発電用軽水型原子炉施設の安
格納容器内雰囲気、原子炉施設の周辺監視区域周辺及び放射性物質の放	全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づき,次のように定め,これら
出経路を適切にモニタリングできるとともに,必要な情報を制御室又は	の機能を果たすべき構築物,系統及び機器を適切に設計する。
適当な場所に表示できる設計であること。	(1) 安全上の機能別重要度分類
	安全機能を有する構築物、系統及び機器を、それが果たす安全機能の性
	質に応じて, 次の2種に分類する。
適合のための設計方針	a. その機能の喪失により,原子炉施設を異常状態に陥れ,もって一般公
廃棄物処理建屋には、プロセス・モニタを設置し、復水器冷却水放水路へ	衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるもの(異常
放出する雑固体減容処理設備の排ガス洗浄廃液中の放射性物質の濃度が監視	発生防止系。以下「PS」という。)。
できる設計とする。	b. 原子炉施設の異常状態において,この拡大を防止し,又はこれを速や
なお, プロセス・モニタは, 廃棄物処理建屋操作室で指示し, 警報を発す	かに収束せしめ、もって一般公衆ないし従事者に及ぼすおそれのある過
るとともに,中央制御室に記録し,警報を発する設計とする。	度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有するもの(異常影響
	緩和系。以下「MS」という。)。
	また、 P S 及びM S のそれぞれに属する構築物、系統及び機器を、その有
「添付書類八の下記項目参照	する安全機能の重要度に応じ、それぞれクラス1、クラス2及びクラス3に分類
10. 放射性廃棄物の廃棄施設	する。それぞれのクラスの呼称は第1.7-1表に掲げるとおりとする。
11. 放射線管理施設	上記に基づく本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を第1.7-2表に示
	जे-°
	なお,各クラスに属する構築物,系統及び機器の基本設計ないし基本的設
	計方針は、確立された設計、建設及び試験の技術並びに運転管理により、安
	全機能確保の観点から、次の各号に掲げる基本的目標を達成できるようにす
	ა ზ
	(a) クラス1:合理的に達成し得る最高度の信頼性を確保し、かつ、維
	持すること。

8 - 1 - 14

(b) クラス2:高度の信頼性を確保し、かつ、維持すること。

- (C) クラス3:一般の産業施設と同等以上の信頼性を確保し、かつ、維
- 分類の適用の原則

(2)

持すること。

- 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類を具体的に適用するに当たっ ては、原則として次によることとする。
- a. 安全機能を直接果たす構築物,系統及び機器(以下「当該系」という。)が,その機能を果たすために直接又は間接に必要とする構築物, 系統及び機器(以下「関連系」という。)の範囲と分類は,次の各号に 掲げるところによるものとする。
- (a) 当該系の機能遂行に直接必要となる関連系は,当該系と同位の重要度を有するものとみなす。
- (b) 当該系の機能遂行に直接必要はないが、その信頼性を維持し、又は担保するために必要な関連系は、当該系より下位の重要度を有するものとみなす。ただし、当該系がクラス3であるときは、関連系は クラス3とみなす。
- b. 一つの構築物, 系統及び機器が, 二つ以上の安全機能を有するときは, 果たすべきすべての安全機能に対する設計上の要求を満足させるものと する。
- c. 安全機能を有する構築物,系統又は機器は,これら二つ以上のものの間において,又は安全機能を有しないものとの間において、その一方の運転又は故障等により、同位ないし上位の重要度を有する他方に期待される安全が損なわれることのないように,機能的隔離及び物理的分離を適切に考慮する。

d. 重要度の異なる構築物、系統又は機器を接続するときは、下位の重要

度のものに上位の重要度のものと同等の設計上の要求を課すか、又は上 位の重要度のものと同等の隔離装置等によって、下位の重要度のものの 故障等により上位の重要度のものの安全機能が損なわれないように、適 切な機能的隔離が行われるよう考慮する。

	第1.7-	1表 安全上の機能	能別重要度分類	
機能によ	こる分類	安全機能を有する	構築物、系統及び	
/		機器		安全機能を有し
		異常の発生防止	異常の影響緩和	ない構築物、系
	/	の機能を有する	の機能を有する	統及び機器
重要度による分	類	もの (PS)	もの (MS)	
安全に関連する	クラス1	P S – 1	M S – 1	
構築物、系統及	クラス2	P S – 2	M S - 2	
び機器	クラス3	P S - 3	M S - 3	
	1# 9% HL			安全機能以外の
女生に関連しない	<b>桶梁物</b> ,		/	機能のみを行う
系統及び機器				もの

		裏	発生防止系		
分類	定義	瘷窃	構築物, 系統又 は機器	恭 が 場 、 、 御 、 米 、 、 第 、 本	牆
	異常状態の起因事象	放射性物	セメント混練固化		注)液体
	となるものであっ	質の貯蔵	装置及び雑固体減		及び固体
° S − 3	て, PS-1及びPS	機能	容処理設備(放射		の放射性
	-2以外の構築物,系		能インベントリの		廃棄物処
	統及び機器		小さいもの) 注)		理系

第1.7-2表 本原子炉施設の安全上の機能別重要度分類

関連系については、「1.7.3(2) 分類の適用の原則」参照

2. プラント配置並びに建屋,構築物の概要

.

第2.1-7図 廃棄物処理建屋平面図(地上階)

8 - 2 - 4



第2.1-8図 廃棄物処理建屋断面図

4. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備	高燃焼度 8 × 8 燃料
4.3 主要設備	貯蔵容器に装填する燃料集合体の平均燃焼度が39,500MWd/t以下の場合
4. 3. 5 使用済燃料乾式貯蔵設備 (57) (58)	7年以上冷却
乾式貯蔵設備は、使用済燃料を収納する貯蔵容器、貯蔵容器を支持する支	貯蔵容器に装填する燃料集合体の平均燃焼度が41,000MWd/t以下の場合
持構造物、貯蔵中の密封監視等を行う装置及びこれらを収納する使用済燃料	8年3か月以上冷却
乾式貯蔵建屋(以下4.では「貯蔵建屋」という。)で構成する。	
貯蔵容器は,貯蔵容器本体,蓋部,バスケット等で構成され,これらの部	ヘリウムガスは、冷却媒体であるとともに燃料被覆管の腐食を防止する。
材は、設計貯蔵期間における放射線照射影響、腐食、クリープ、疲労、応力	使用済燃料を装填した貯蔵容器は、車両衝突等の事故を防止するための措
腐食割れ等の経年劣化に対して十分な信頼性を有する材料を選択し、その必	置を行い、原子炉建屋から貯蔵建屋へ運搬し、貯蔵建屋内の支持構造物によ
要とされる強度,性能を維持し,必要な安全機能を失うてとのないようにす	り支持され、そこで貯蔵される。
01°	なお、使用済燃料を事業所外へ搬出する場合には、燃料プールへ貯蔵容器
貯蔵容器は、61体の使用済燃料の貯蔵が可能であり、24基を設ける。	を運搬し、キャスクに詰め替えを行った後、事業所外へ搬出する。
また、貯蔵容器には、次のとおり燃料の種別に応じた適切な期間使用済燃	貯蔵容器は、容器表面の線量当量率が2mSv/h以下及び容器表面から1mの点
料プールで冷却され,かつ運転中のデータ,シッピング検査等により健全で	における線量当量率100μSv/h以下となるよう, 装填される使用済燃料の放射
あることを確認した使用済燃料を燃料プール内で装填し、排水後内部にはへ	能強度を考慮して十分な遮へいを行う。
リウムガスを封入する。	装填された使用済燃料から発生する崩壊熱は、伝導、輻射により貯蔵容器
8 × 8 燃料	の外表面に伝えられ、貯蔵建屋内の自然対流、輻射等により大気へ放散され
貯蔵容器に装填する燃料集合体の平均燃焼度が33,000MWd/t以下の場合	る。また,安全機能を有する構成部材が健全性を維持できる温度以下及び設
9年以上冷却	計貯蔵期間貯蔵しても燃料被覆管の累積クリープ量が1%を超えない温度以下
新型 8 × 8 燃料	になるようにする。さらに,貯蔵建屋に排気温度等の監視装置を設け,異常
貯蔵容器に装填する燃料集合体の平均燃焼度が35,000MWd/t以下の場合	が生じた場合には中央制御室に警報を出す。
7年以上冷却	個々の使用済燃料集合体を貯蔵容器内部の所定の位置に収納するためのバ
新型 8 × 8 ジルコニウムライナ燃料	スケットは、中性子吸収材であるほう素を添加したアルミニウム合金を適切
貯蔵容器に装填する燃料集合体の平均燃焼度が36,000MWd/1以下の場合	に配置するとともに,適切な燃料間距離を保持することにより燃料集合体が
7年以上冷却	相互に接近しないようにする。

8 - 4 - 1

8 - 4 - 2

また,燃料集合体を全容量収納し,容器内の燃料位置等について想定されるいかなる場合でも,実効増倍率を0.95以下に保ち,貯蔵燃料の臨界を防止する。

貯蔵容器は、貯蔵容器本体、蓋部及び金属ガスケットにより漏えいを防止 し、設計貯蔵期間中貯蔵容器内部圧力を負圧に維持する。さらに、貯蔵容器 の二重蓋間の空間部をあらかじめ加圧し、密封を監視するための密封監視装

置を貯蔵建屋内に設け、異常が生じた場合には中央制御室に警報を出す。

その場合でも、あらかじめ貯蔵容器内部を負圧に維持しているので、内部の気体が外部に流出することはない。

万一、二重蓋間の圧力低下等が生じた場合は、原則として燃料プールへ貯蔵容器を搬入し、必要な処置を行うこととする。

なお、安全評価において想定すべき異常事象として抽出された貯蔵容器の 燃料取扱床等への異常着床、貯蔵容器の支持構造物への衝突の各事象に対し ても、設計方針で示した各安全機能が満足される。

-



1. 電気系

電気系統構成

2

. б

8 - 9 - 1

10. 放射性廃棄物の廃棄施設	10.2 液体廃棄物処理系
放射性廃棄物処理施設は、主に原子炉建屋の付属棟及び廃棄物処理建屋に	10.2.1 概 要
あり、廃棄物の種類によって気体廃棄物処理系、液体廃棄物処理系及び固体	液体廃棄物処理系は、機器ドレン処理系、床ドレン処理系、再生廃液処理
廃棄物処理系に分類される。	系,洗濯廃液処理系及び排ガス洗浄廃液処理系で構成する。
	液体廃棄物処理系統概要図を第10.2-1図に示す。
	液体廃棄物処理系は、本原子炉施設で発生する放射性廃液及び潜在的に放
	射性物質による汚染の可能性のある廃液を、その性状により分離収集し、処
	理する。
	液体廃棄物処理系により処理した後の処理済液は、原則として回収して再
	使用するが、試料採取分析を行い、放射性物質濃度が低いことを確認して放
	出する場合もある。
	液体廃棄物処理系は、廃棄物処理建屋等に設置する。
	10.2.2 設計方針
	(1) 機器ドレン競液は、ポンプ、弁等各機器からの漏えい水等である。こ
	れらの廃液は,廃液収集タンク等に集め,ろ過,脱塩処理した後,廃液サ
	ンプルタンクに移し、水質の結果により復水貯蔵タンクに回収、再使用す
	るか、あるいは廃液収集タンクに戻して再処理する。
	(2) 床ドレン廃液は,原子炉建屋,廃棄物処理建屋,タービン建屋等で発
	生する。これらの廃液は、床ドレン収集タンクに集め、再生廃液処理系に
	移送し、濃縮処理する。
	(3) 化学廃液は、復水脱塩装置等の樹脂の再生廃液、分析室ドレン等であ
	る。これらの廃液は、廃液中和タンクに集め、中和後、濃縮処理する。
	(4) 床ドレン廃液及び化学廃液を濃縮する際発生した濃縮廃液は,濃縮廃液
	貯蔵タンクに集め、固体廃棄物として処理する。

8 - 10 - 2

(2) 床ドレン廃液及び化学廃液を濃縮する際発生した蒸気は,凝縮させ凝	建屋機器ドレン・サンプ等に集めた後, 廃液収集タンク等にまとめられ,
縮水収集タンクに集め、機器ドレン処理系に送り、復水貯蔵タンクに回収、	る過装置,脱塩装置で処理した後,廃液サンプルタンクに移し,水質を測
再使用するか,脱塩処理した後,凝縮水サンプルタンクに移し,放射性物	り、その結果により復水貯蔵タンクに回収、再使用するか、又は再び廃液
質濃度が低いことを確認したうえで、復水器冷却水放水路に放出する。	収集タンクに戻して処理する。ろ過装置には、電磁ろ過器及び超ろ過器
(6) 洗濯廃液は、防護衣類等の洗濯廃液、手洗・シャワから発生する廃液で	(透過膜式)からなる非助材型ろ過装置と助材型ろ過装置があり、通常は
ある。これらの廃液は,洗濯廃液ドレンタンク(受タンク)に集め,ろ過	非助材型ろ過装置でろ過処理を行う。
処理した後,洗濯廃液サンプルタンク(ドレンタンク)に移し,放射性物	(2) 床ドレン廃液の処理
質濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水放水路に放出する。	床ドレン廃液を処理する設備は,床ドレン収集タンク,ろ過装置等で構
(1) 排ガス洗浄廃液は,雑固体減容処理設備の排ガス処理に伴って発生す	成する。床ドレン廃液は,原子炉棟床ドレン・サンプ,ドライウエル床ド
る廃液である。この廃液は、排ガス洗浄廃液サンプルタンクに貯留し、放	レン・サンプ,廃棄物処理棟床ドレン・サンプ,タービン蓮屋床ドレン・
射性物質濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水放水路に放出する。	サンプ等に集めた後,床ドレン収集タンクにまとめられ,通常は再生廃液
(8) 液体廃棄物処理系は, 放射性廃液の漏えいの発生を防止するため適切な	処理系に移送し,濃縮処理するが、放射能レベルが低い場合には,助材型
材料を使用するとともに適切な計測制御設備を有する設計とする。漏えい	ろ過装置で処理した後、放射性物質濃度が低いことを確認したうえで、復
が生じた場合、漏えいを早期検出するため漏えい検出器等により検出し、	水器冷却水放水路に放出することもある。
警報を廃棄物処理操作室に個別に表示するとともに、一括して中央制御室	<ul><li>(3) 化学廃液の処理</li></ul>
に表示する設計とし,かつ,漏えいの拡大を防止するため主要な設備は,	化学廃液を処理する設備は、廃液中和タンク、濃縮装置等で構成する。
独立した区画内に設けるか、周辺に堰等を設ける設計とする。	化学廃液は,廃液中和タンクにまとめられ中和後,濃縮装置で処理する。
なお,処理施設及び関連する施設は,建屋及び連絡暗渠外への漏えい並	発生蒸気は、濃縮装置復水器によって凝縮させ凝縮水収集タンクに集め、
びに敷地外への放出経路の形成を防止する設計とする。	原則として機器ドレン処理系に送り、復水貯蔵タンクに回収、再使用する。
	ただし,復水貯蔵タンクの保有水量が増加するような場合には,脱塩装置
10.2.3 主要設備	で処理した後,凝縮水サンプルタンクに移し,放射性物質濃度が低いこと
(1) 機器ドレン廃液の処理	を確認したうえで、復水器冷却水放水路に放出することもある。
機器ドレン廃液の処理を行う設備は,廃液収集タンク,ろ過装置,脱塩	(4) 洗濯廃液の処理
装置等で構成する。機器ドレン廃液は,原子炉棟ドレン・サンプ,ドライ	洗濯廃液を処理する設備は、洗濯廃液ドレンタンク(受タンク)、洗濯
ウエル機器ドレン・サンプ,廃棄物処理棟機器ドレン・サンプ,タービン	廃液サンプルタンク(ドレンタンク),ろ過装置等で構成する。洗濯廃液

8 - 10 - 3

洗濯廃液サンプルタンク(ドレンタンク)に移し、放射性物質濃度が低い は洗濯廃液ドレンタンク(受タンク)に集められ,ろ過装置で処理した後, ことを確認したうえで復水器冷却水放水路に放出する。

(5) 排ガス洗浄廃液の処理

構成する。雑固体減容処理設備の排ガス処理に伴って発生した廃液は排ガ 排ガス洗浄廃液を処理する設備は、排ガス洗浄廃液サンプルタンク等で ス洗浄廃液サンプルタンクに貯留し、放射性物質濃度が低いことを確認し たうえで復水器冷却水放水路に放出する。

10.2.4 主要仕様

液体廃棄物処理系の主要仕様を第10.2-1表に示す。

10.2.5 試験検査

液体廃棄物処理系は、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能 の健全性を確認する。

第10.2-1表 液体廃棄物処理系主要仕様

タンク類 (1)

т., т <i>ф</i>	4 約	容量	147 ++
タンショ	來教	(m3/基)	4-4 64
<b>麓被収集タンク</b>	1	約110	炭素鋼
発液サンプルタンク	2	約 65	炭素鍋
発液サージタンク	2	約 140	炭素鋼
床ドレン収集タンク	1	約 60	炭素鋼
床ドレンサンプルタンク	2	約 60	炭素鋼
廃液中和タンク	2	約 65	ステンレス鋼
洗濯廃液サンプルタンク (ドレンタンク)	2	約 30	炭素鋼
縦縮水収集タンク		約 60	炭素鋼
凝縮水サンプルタンク		約 60	炭素鋼
擬集装置供給タンク		約 80	炭素鋼
電磁ろ過器供給タンク	1	約 140	炭素鋼
超ろ過器供給タンク	-	約 65	炭素鋼
機器ドレン処理水タンク	2	約 150	ステンレス鍋
洗濯廃液ドレンタンク (受タンク)	2	約 35	炭素鋼
排ガス洗浄廃液サンプルタンク	2	約 5	炭素鋼

ろ過装置 (2)

機器ドレン処理系 a. 助材型ろ過装置

圧カプリコート式 Н 쪂

2 数 摵

約 50m<sup>3</sup> /h/基 цЩ. 欲

非助材型ろ過装置

電磁ろ過式及び透過膜式 欱 촆

Ħ 1 敥

基 容

約 40m<sup>3</sup> /h/式 叫

8 - 10 - 5

b. 床ドレン処理系

助材型ろ過装置

- 型 式 圧カプリコート式
- 基 数 1
- 容 量 約 50m<sup>3</sup> / h/基
- c. 洗濯廃液処理系
- 固定床型ろ過装置
- 型 式 円筒縦形固定床式
- 基数2
- 容 量 約10m3/h/基
  - |
    - カートリッジ型ろ過装置
- 型 式 円筒縦形カートリッジ式
- 基 数 1
- 容 量 約 40m<sup>3</sup> / h/基
- (3) 脱塩装置
- a. 機器ドレン処理系
- 型 式 混床式
- 基 数 1
- 容 量 約 20m3 / h/基
- b. 凝縮水脱塩器
- 型 式 混床式
- 基数
- 容 量 約 30m<sup>3</sup> / h/基
- (4) 濃縮装置

再生廃液処理系

- 型 式 蒸気加熱強制循環式 甚 数 2 容 屋 約 6. 8m<sup>3</sup> /h/基
- (5) 凝集沈澱装置
- 機器ドレン処理系
- 型 式 急速凝集沈殿装置
- 基 数 1
- 容 量 約12m<sup>3</sup>/h/基
| 10.3 固体廃棄物処理系 | 10.3.1 概 要 | 固体廃棄物処理系は,廃棄物の種類に応じて,処理又は貯蔵保管するため, | 濃縮廃液貯蔵タンク、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、 | クラッドスラリタンク,廃被スラッジ貯蔵タンク,床ドレンスラッジ貯蔵タ | ンク,固化装置(セメント固化式),減容固化設備,減容固化体貯蔵室,セ | メント混練固化装置,減容装置,雑固体廃棄物焼却設備,雑固体減容処理設 | 備、サイトバンカプール、固体廃棄物貯蔵庫等で構成する。 | なお,セメント混練固化装置,雑固体廃棄物焼却装置(既設), 雑固体減 | 容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫(既設)は、東海発電所と共用する。 | 主要な固体廃棄物としては次のものがある。 | a) 濃縮廃液      | b) 使用済樹脂  | c) 廃スラッジ                              | d) 雑団体廃棄物(布,紙,小器具,使用済空気フィルタ等) | e) 使用済制御棒, チャンネルボックス等 | 固体廃棄物処理系統概要図を第10.3-1図に示す。 | 10.3.2 設計方針 | (1) 濃縮廃液は,放射能を減衰させた後,ドラム缶内に固化し固体廃棄物貯 | 蔵庫に貯蔵保管する。あるいは,放射能を減衰させた後,乾燥・造粒し容              | 器に詰めて減容固化体貯蔵室に貯蔵するか、貯蔵した後ドラム缶内に固化                                    | し貯蔵保管する。  | (2) 使用済樹脂には,原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィル                               | 夕脱塩装置から発生する使用済粉末樹脂、復水脱塩装置及び液体廃薬物処   |
|---------------|------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|---------------------------------|----------------------|--------------|---|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------|--------------------------------------|--|--|---|--|---|
|               |            |                                    |                                    |                                    | Svansforderson et                  |                                    | www.enawo.co.co.            | POLING MADDING CUT                 | X¥                              | 谢禄采.                 | 重 <b>诩</b> 绎 | ☆艱烈ス  | ————————————————————————————————————— | - ۲ 🕅 ۲                       | 10. 2-                | 畿                         |             | <i>人 へ 入</i><br>訳 望 も                | : マムス<br>: ポン か                                | · 推 ·  | 迷麗  | <u>又甘</u><br>如谢翻命  | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   |
|               |            |                                    |                                    | (11.1.1)<br>ENL                    | 「ドレン会議                             | ) 4 ~<br>8 m <b>1</b> 2            | ¢                           |                                    |                                 | ****                 | -            |   |                                       | 载 [                           | <br>₽:                |                           |             | (62)<br>223                          | (新聞)<br>(空)(//                                 | ₹#<br>}  | 法証  | Will Bar   | <u>ka</u>   |
| 惑~<br><br>※   | .畦希器<br>木刻 | *18                                |                                    | 4 ^ .<br>¥                         | を 11 よ<br>製<br>サイン 人<br>1 よ        | 来 × ×                              | <b>€</b> [;                 | 图 - 就                              | <b>斯</b>                        | £ĭ                   | *            | <ul> <li></li> <li>&lt;</li></ul> | 一 個<br>調火~~<br>調<br>調<br>加<br>加<br>加  | →<br>→<br>                    | 查林處                   | × ×                       | *           |                                      | <ul> <li>※ 数</li> <li>※ 数</li> <li></li> </ul> | 末<br>7月<br>1997<br>1997<br>1997<br>1997<br>1997<br>1997<br>1997<br>1 | 王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王 | GREE<br>GREE   | ( 郑<br>上王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王<br>王 |
| ~ 6           | 人名赖特       | 11<br>★<br>★                       |                                    | 4~4                                | 11 L ∧.4                           | - 74 <b>3</b> 91 <                 | <b></b>                     | 圖菜                                 | 野                               | 2 <del>1</del>       |              | And and a second s  |                                       |                               | ·特彻北<br>亚特俄           |                           |             | 4.4                                  | ()   | 184  | 法题谈   | <<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>- | <u> </u>  |

8 - 10 - 10

8 - 10 - 9

練固化装置は,放射性物質が飛散しないような措置を講じ,処理過程で生	独立した区画内に設けるか、周辺にせき等を設ける設計とする。
ィルタを通し、排気中の放射性物質の量を低減させる。また,セメント混	に表示する設計とし、かつ、漏えいの拡大を防止するため主要な設備は、
漏えいを防止するとともに,装置の排気は粒子フィルタ及び高性能粒子フ	警報を廃棄物処理操作室に個別に表示するとともに、一括して中央制御室
減容固化設備は密閉構造とし、かつ、内部を負圧に維持し、装置外への	が生じた場合、漏えいを早期検出するため漏えい検出器等により検出し、
量及び圧縮力を制御する。	材料を使用するとともに適切な計測制御設備を有する設計とする。漏えい
方,造粒装置では十分な減容と円滑な運転状態を確保するために粉体供給	(7) 固体廃棄物処理系は,放射性廃液の漏えいの発生を防止するため適切な
高い場合は,溶解,回収して液体廃棄物処理系の濃縮装置で処理する。一	上の措置を講じる。
び供給量を管理し、さらに水分計により粉体の含水率を監視し、含水率が	(6) 固体廃棄物処理系は、操作の遠隔化, 進へい, 換気等所要の放射線防護
する。乾燥装置では含水率の十分低い粉体を得るために,供給液の組成及	料貯蔵プールに貯蔵した後、サイトバンカプールに貯蔵保管する。
気加熱の際発生した蒸気は凝縮させ、液体廃棄物処理系の濃縮装置で処理	(2) 使用済制御棒, チャンネルボックス等の放射化された機器は, 使用済燃
減容固化設備は,濃縮廃液受タンク,乾燥装置,造粒装置等である。蒸	等に詰めて貯蔵保管するか、ドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。
発生量の約12年分を貯蔵する能力がある。	圧縮可能なものは圧縮減容し,必要に応じて溶融・焼却した後,ドラム缶
(セメント)と混練して固化し貯蔵保管する。減容固化体貯蔵室の容量は	し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。不燃性雑固体廃棄物は、
貯蔵するか,貯蔵した後,セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材	(4) 可燃性雑固体廃棄物は,ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか,又は焼却
あるいは,減容固化設備で乾燥・造粒して容器に詰め減容固化体貯蔵室に	貯蔵保管する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。
化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。	か、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、焼却するか、ドラム缶内に固化し
濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクに貯蔵した後,固化装置(セメント固	ラム缶内に固化し貯蔵保管する。フィルタスラッジはタンク内に貯蔵する
である。	ラッドスラリはタンク内に貯蔵するか,貯蔵し放射能を減衰させた後,ド
ト固化式),減容固化設備,減容固化体貯蔵室及びセメント混練固化装置	ラッドスラリ、助材型ろ過装置から発生するフィルタスラッジがある。ク
濃縮廃液の処理を行う設備は、濃縮廃液貯蔵タンク,固化装置(セメン	(3) 廃スラッジには、液体廃棄物処理系の非助材型ろ過装置から発生するク
(1) 濃縮廃液の処理	却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。
10.3.3 主要設備	射能を減衰させた後、焼却するか、ドラム缶内に固化し貯蔵保管する。焼
	貯蔵保管する。使用済粒状樹脂は、タンク内に貯蔵するか、又は貯蔵し放
びに敷地外への放出経路の形成を防止する設計とする。	ンク内に貯蔵するか、貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム缶内に固化し
なお,処理施設及び関連する施設は,建屋及び連絡暗渠外への漏えい並	理系脱塩装置から発生する使用済粒状樹脂がある。使用済粉末樹脂は、タ

8 - 10 - 11

8 - 10 - 12

0
N
for
书
<u>اللہ</u>
Ē
À
2
$\mathbf{x}$
7
2
怼
芯
翀
N-
鷔
N
Ľ

(2) 使用済樹脂の処理

使用済樹脂の処理を行う設備は、使用済粉末樹脂貯蔵タンク、使用済樹脂貯蔵タンク、固化装置(セメント固化式)、雑固体廃棄物焼却設備である。

原子炉冷却材浄化系及び燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩装置から発生する使用済粉末樹脂は、発生量の約30年分の貯蔵容量を有する使用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか、貯蔵し放射能を減衰させた後、固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。

後水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から発生する使用済粒状樹脂は、発生量の約30年分の貯蔵容量を有する使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却するか、固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。

(3) 廃スラッジの処理

廃スラッジの処理を行う設備は、クラッドスラリタンク、廃被スラッジ 貯蔵タンク、床ドレンスラッジ貯蔵タンク、固化装置(セメント固化式)、 雑固体廃棄物焼却設備である。 液体廃棄物処理系の非助材型ろ過装置から発生するクラッドスラリは, 発生量の約25年分の貯蔵容量を有するクラッドスラリタンクに貯蔵するか, 又は貯蔵し放射能を減衰させた後,固化装置(セメント固化式)で固化材 (セメント)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。また,液体廃 棄物処理系の助材型ろ過装置から発生するフィルタスラッジは,発生量の

約30年分の貯蔵容量を有する廃液スラッジ貯蔵タンク若しくは床ドレンスラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却するか、固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。

(4) 雑固体廃棄物の処理

雑固体廃棄物の処理を行う設備は、雑固体廃棄物焼却設備、減容装置及 び雑固体減容処理設備である。 可燃性雑固体廃棄物は、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固 体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。 雑固体廃棄物焼却設備の排ガスは、セラミックフィルタ及び高性能粒子フ イルタを通し(除染係数10°以上)<sup>(9.1)</sup>廃棄物処理建屋排気口(地上高約 50m)から放射性物質濃度を監視しつつ放出する。不燃性雑固体廃棄物は、 仕分けし、圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処理設 備で溶融・焼却した後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管する。維固体減容処 (モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。維固体減容処 理設備の排ガスはセラミックフィルタ及び高性能粒子フィルタを通し(除 架務数10<sup>7</sup>以上)<sup>(92)(93)</sup>排気筒から放射性物質濃度を監視しつつ放出する。

(5) 使用済制御棒、チャンネルボックス等の処理 使用済制御棒、チャンネルボックス等の放射化された機器は、使用済燃 料プールに貯蔵した後、固体廃棄物移送容器を用いてサイトバンカプール に移送し貯蔵保管する。

これらの固体廃棄物は、発生する放射線を進へいするため水中で取り扱い、貯蔵状態では2.5m以上の水進へいを確保する。また、貯蔵状態を管理しやすくするため固体廃棄物はプール内に設けた支持物に支持する等して

グを施し、プール水の漏えいを防止する。万一、ライニングの損傷により プール水が漏えいした場合、漏えい水検出装置で検知し補給水を供給する ことにより必要な進へい水を確保する。プール水はオーバーフロー式であ 種類別に配置する。サイトバンカプールは、内面にステンレス鋼ライニン りオーバーフロー水はろ過処理し循環させる。

サイトバンカプールは、発生量の約25年分を貯蔵する能力がある。

(6) 固体廃棄物の貯蔵保管

固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、所要の進へい設計を行った固体廃棄 物貯蔵庫に貯蔵保管する。固体廃棄物貯蔵庫は、発生量の約10年分以上を 貯蔵保管する能力がある。

なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。

10.3.4 主要仕様

固体廃棄物処理系の主要仕様を第10.3-1表に示す。

10.3.5 試験検査

固体廃棄物処理系は、定期的な試験又は検査を行うことにより、その機能 の健全性を確認する。

第10.3-1表 固体廃棄物処理系主要仕様

(1) タンク類

<ul> <li>繊縮廃液貯蔵タンク</li> <li>砂目</li> <li>使用済粉末樹脂貯蔵タンク</li> <li>2 約1</li> <li>使用済樹脂貯蔵タンク</li> <li>2 約2</li> </ul>	約 90 約140 約130	炭素鋼ステンレス鋼
使用済粉末樹脂貯蔵タンク     2     約1       使用済樹脂貯蔵タンク     1     約1	約140 約130	ステンレス鋼
使用済樹脂貯蔵タンク 2 約2	約130	
使用済阀脂貯蔵タンク  2  約2		ステンレス鍋
	約250	ステンレス鋼
カラッドスラリタンク 2 約2	約250	ステンレス鋼
「「「「「」」	約160	炭素鋼
床ドレンスラッジ貯蔵タンク 1 約1	約110	炭素鋼

固化装置 (2) セメント固化式 Ħ

촆

数 寒

脱水機 (3)

敎 基

2

コンベア

(4)

赘 基

減容固化設備 (2)

乾燥装置

たて置遠心薄膜式 Ħ 型

数. 基

造粒装置

型

2軸形ロール式 Ħ

数

基

8 - 10 - 16

(9)	减容固 <sup>,</sup>	化体貯蔵	6室	輽	迎	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼ライニング
	構	迎	鉄筋コンクリート造	容	闔	終11,900m <sup>3</sup>
	囲	積	<b>※</b> 5 2 5 0 m <sup>2</sup> (1	(3) 固体廃	棄物貯蔵	≢A (東海発電所と共用,既設)
	欻	璺	条51,400m <sup>3</sup>	位	鮰	発電所敷地内
(1)	イメユ	卜混練固	1化装置(東海発電所と共用)	構	迎	鉄筋コンクリート造(地下1階,地上1階)
	型	Ħ	セメント固化式	画	積	延 約5,300m <sup>2</sup>
	嶈	燚	1	野蕨	能力	約25,000本(200ℓドラム缶相当)
(8)	诚容装		(1	4) 固体廃	棄物貯蔵	≢B (東海発電所と共用,既設)
	型	Ħ	油圧式	位	圓	発電所敷地内
	漸	燚	1	櫴	道	鉄筋コンクリート造(地下1階,地上2階)
(6)	雑固体	廃棄物焼	5.却設備(東海発電所と共用,既設)	顚	穦	延 約10,000m <sup>2</sup>
	型	Ħ	自然式	貯蔵	能力	約48,000本(200ℓドラム缶相当)
	撠	燚	1			
	容	dH)	約3.14×10 <sup>6</sup> kJ/h (約750,000kcal/h)			
(10)	雑固体;	诚容処理	設備(東海発電所と共用)			
	型	Ħ	高周波誘導加熱。2次燃焼器・セラミック。高性能粒			
			子フィルタ式			
	撠	燚	_			
	慾	圉	約6,400本(200ℓドラム缶相当)/年			
			(24時間/日,約200日/年運転時)			
(11)	固体廃	棄物移送	容器			
	鳺	燚				
	叅	Ť	<b>※</b> 匀3.4m <sup>3</sup>			
(12)	サイト	バンカブ				
	撠	燚	_			

8 - 10 - 17

8 - 10 - 18



第10.3-1 図 固体廃棄物処理系統概要図

- 11. 放射線管理施設
- 11.3 放射線計測器
- 11.3.1 発電所内の放射線監視設備及び測定機器
- (1) 外部放射線量測定設備及び測定機器

管理区域内の主要個所には,外部放射線量率を連続的に監視するエリア・モニタを設置する。このモニタは,中央制御室又は廃棄物処理建屋操作室で記録,指示し,放射線レベルが設定値を超えたときは,警報を発する。

11.3.2 放出放射性廃棄物及び系統内の放射線監視設備並びに測定機器

放射性廃棄物及び各系統内の放射性物質を監視するため、主要な系統にプロセス・モニタを設ける。このモニタは、連続的に放射線を測定し、中央制御室又は廃棄物処理進屋操作室で記録、指示を行い、設定値を超えたときには、警報を発する。

また,各系統から採取した気体、液体,固体状試料中の放射性物質を測定する機器を備える。

主なプロセス・モニタは次のとおりである(第11.3-1図参照)

0

(11) 雑固体減容処理設備排水モニタ

雑固体減容処理設備の排ガス洗浄処理に伴って排出される排水中の放

射性物質を監視するモニタを備える



蜀かやニチ・スナロと 図1-8.11 第

18. 参考文献

[その5-9×9燃料が装荷されたサイクル以降]

次の記載内容以外は,平成14年9月12日付け,平成14・07・10原第1号をもって設置変更許可を受けた東海第二発電所原子炉設置変更許可申請書の添付書類入「18.参考文献 (その5-9×9燃料が装荷されたサイクル以降)」 と

(57)「沸騰水型原子力発電所 使用済燃料乾式貯蔵設備について」 (日立造船株式会社 HZTR-01 改2 平成14年11月)

国じ。

(91) 「廃樹脂焼却時の焼却設備除染性能について」

日本碍子株式会社,昭和 60年 11 月

(92) 「バーナー付帯高周波溶融炉による雑固体処理実証試験」

日本原子力学会(2001年秋の大会)予稿集

(93) 「HEPA フィルタの捕集効率と除染係数」

(保健物理、21 1986年)

	下記項目の記述	:及び関連図面等を次のとおり変更する。
	2. 厳へい	
	2.1 遮へい記	きい基準
	2.2 進へい影	<b>!計に際してとられる区域の区分</b>
	第9.2-1図	進へい設計上の区域区分(地階平面)
	第9.2-2図	進へい設計上の区域区分(1階平面)
Ŕ	第9.2-3图	進へい設計上の区域区分(タービン室及び原子炉補機室平面)
	第9.2-4図	遮へい設計上の区域区分 (原子炉建屋各階平面)
	第9.2-5図	進へい設計上の区域区分(廃棄物処理建屋地下1,2,3階
		平面)
	第9.2-6図	遮へい設計上の区域区分(廃棄物処理建屋1,2,3,4階
		平面)
	第9.2-7図	遮へい設計上の区域区分(使用済燃料乾式貯蔵建屋1階平面)
	3. 発電所内のE	<b>{</b> 域区分
	3.1 管理区	<b>銭、保全区域及び周辺監視区域の設定</b>
	3.1.1 管長	<b>毘区域</b>
	3.1.3 周〕	卫監視区域
	3.2 管理区	<b>该内の管理</b>
	3.2.1 管理	<b>里区域内の区分</b>
	3.4 周辺監社	見区域内の管理
	第9.3-1図	管理区域図
	第9.3-2図	周辺監視区域図

 $9 - \Box - 1$ 

添付書類九

変更後における核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物によ 放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

別添 5

4. 放射性廃棄物処理	第5.1.1-2表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数
4.1 基本的考え方	の平均
4.2 気体廃棄物処理	第5.1.1-3表 風向出現頻度及び風速0.5~2.0m/sの風向出現頻度
4.2.1 気体廃棄物の発生源	第5.1.1-4表 風向出現頻度(隣接方位も含む。)及び間けつ放出時の
4.2.2 気体廃棄物の推定放出量	3方位に向かう合計回数
4.2.3 放出管理	第5.1.1-5表 周辺監視区域境界における希ガスの7線による全身被ば
第 4.2-1 表 希ガス漏えい率と実効エネルギ	く線量(東海第二発電所)
第4.22表 冷却材中のよう素濃度	第5.1.1-6表 人の居住に着目した場合の希ガスのィ線による全身被ば
第 4.2-3 表 換気系における希ガス及びよう素の漏えい係数	く線量(東海第二発電所)
第4.2-4表 希ガス放出量及び実効エネルギ	第5.1.1-7表 被ばく線量計算に使用するパラメータ及び換算係数
第4.2-5表 よう素の放出量	第5.1.1-8表 核種組成及び濃縮係数
4.3 液体廃棄物処理	第5.1.1-9表 液体廃棄物中放射性物質に関するパラメータ
4.3.1 液体廃棄物の発生源と推定発生量	第5.1.2-1表 よう素の年平均地上空気中濃度
4.3.2 放出管理	第5.1.2-2表 気体廃棄物中に含まれるよう素による甲状腺被ばく線量
第 9.4-1 図 液体廃棄物処理系の放射性物質濃度等説明図	第5.1.2-3表 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素による
4.4 固体廃棄物処理	甲状腺被ばく線量
4.4.1 固体廃棄物の種類とその発生量	第5.1.1-1図 被ばく線量計算地点(その1)
4.4.2 廃棄管理	第5.1.1-2図 被ばく線量計算地点 (その2)
	5.2 東海発電所の放射性廃棄物による被ばく線量の計算
5. 平常運転時における一般公衆の被ばく線量評価	5.2.1 気体廃棄物中の希ガスによる被ばく線量の計算
5.1 東海第二発電所の放射性廃棄物による被ばく線量の計算	5.2.2 液体廃棄物中の放射性物質による被ばく線量の計算
5.1.1 全身被ばく線量の計算	5.2.3 被ばく線量の評価結果
5.1.2 甲状腺被ばく線量の計算	第5.2.11表 風向別大気安定度別風速逆数の総和
5.1.3 被ばく線量の評価結果	第5.2.1-2表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆
第5.1.1-1表 風向別大気安定度別風速逆数の総和	数の平均

 $9 - \square - 3$ 

 $9 - \square - 2$ 

第5.2.1-3表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/sの風向出現頻度 第5.2.1-4表 周辺監視区域境界における希ガスのγ線による全身被

被ばく線量の監視評価 管理区域への出入管理

7.2 7.3

ばく線量(東海発電所)

- 第5.2.1-5表 人の居住に着目した場合の希ガスのr線による全身被 ばく線量(東海発電所)
- 5.3 東海第二発電所と東海発電所の放射性廃棄物による被ばく線量の評価 結果
- 第5.3-1表 人の居住に着目した場合の希ガスのr線による全身被ば

<線量(東海第二発電所,東海発電所合算)

- 6. 発電所内外の放射線監視
- 1.1 まえがき
- 6.2 発電所内の放射線監視
- 6.2.1 外部放射線量率の測定
- 6.2.2 空気中放射性物質の濃度及び表面汚染密度の測定
- 6.2.3 系統内の放射能測定
- 6.3 放射性廃棄物の放出管理
- 6.3.1 気体廃棄物
- 6.3.2 液体廃棄物
- 6.4 発電所外に関する放射線監視
- 6.4.1 外部放射線量の監視
- 6.4.2 環境試料の放射能監視
- 7. 所員被ばく管理
- 7.1 基本的考え方
- $9 \blacksquare 4$

 $6 - \square - 6$ 

2. 厳へい

2.1 進へい設計の基準

遮へいは、通常運転時、定期検査時等において、発電所敷地周辺の一般公 衆及び放射線業務従事者等が受ける線量が経済産業省告示「実用発電用原子 炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に 定められた限度を十分下回るように設計する。

また、原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による人の居住の可能性のある地域における空気カーマが年間50μ6y以下となるように設計する。

2.2 進へい設計に際してとられる区域の区分

建屋内の進へいは,放射線業務従事者の関係各場所への立入頻度,滞在時間等を考慮した上で,外部放射線に係る線量率が次表の基準を満足する設計とする。進へい設計上の区域区分を第2.2-1図~第2.2-7図に示す。

A A C	外部成別線に状る 設計基準線量率 0.006mSv/h以下 0.01 mSv/h以下 0.06 mSv/h以下 0.12 mSv/h以下	中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 前 御 留 留 一 一 般 通路 一 一 般 通路 一 一 一 般 通路 一 一 一 般 通路 一 一 一 般 通路 居 で 一 一 般 通路 伝 本 一 一 般 通 田 茂 水 ポ 、 プ 、 の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の 一 の の の の の の の の の の の の の
) (*) (*	1 mSv/h以上	<ul> <li>グレンプルタンク室</li> <li>使用済樹脂貯蔵タンク室</li> </ul>

\*管理区域境界については、経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、通転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に基づき1.3mSv/3月間を超えないように管理する。

立入りに対する制限は、線量当量率、作業時間及び個人の線量等を考慮し で定める。

また、中央制御室については、想定される事故時においても、中央制御室内にとどまり各種の操作を行う運転員が、過度な被ばくを受けないように遮へいを行う設計とする。

A: 0.006mSv/h以下
B: 0.01 mSv/h以下
C: 0.06 mSv/h以下
D: 0.12 mSv/h以下
E: 1 mSv/h未満
F: 1 mSv/h以上
注)告示に基づき, 1.3mSv/3月間を超えるか 又は超えるおそれのある区域を管理区域に 設定する。 A: 0.006mSv/h以下
B: 0.01 mSv/h以下
C: 0.06 mSv/h以下
D: 0.12 mSv/h以下
E: 1 mSv/h 未満
F: 1 mSv/h以上
注)告示に基づき, 1.3mSv/3月間を超えるか 又は超えるおそれのある区域を管理区域に 設定する。

第2.2-2図 遮へい設計上の区域区分(1階平面)

第2.2-1図 遮へい設計上の区域区分(地階平面)

A:0.006mSv/h以下 B:0.01 mSv/h以下 C:0.06 mSv/h以下 D:0.12 mSv/h以下 E:1 mSv/h未満 F:1 mSv/h以上 注)告示に基づき,1.3mSv/3月間を超えるか 又は超えるおそれのある区域を管理区域に 設定する。	1	<ul> <li>A:0.006mSv/h以下</li> <li>B:0.01mSv/h以下</li> <li>C:0.06mSv/h以下</li> <li>D:0.12mSv/h以下</li> <li>E:1mSv/h以下</li> <li>E:1mSv/h以上</li> <li>注)告示に基づき、1.3mSv/3月間を超えるか 又は超えるおそれのある区域を管理区域に 設定する。</li> </ul>

第2.2-3 図 遮へい設計上の区域区分 (タービン室及び原子炉補機室平面)

第2.2-4 図 遮へい設計上の区域区分(原子炉建屋各階平面)

A:0.006mSv/h以下 B:0.01 mSv/h以下 C:0.06 mSv/h以下 D:0.12 mSv/h以下 E:1 mSv/h以上 下:1 mSv/h以上 注) 告示に基づき,1.3mSv/3月間を超えるか 文は超えるおそれのある区域を管理区域に 設定する。 3, 4 階平面) (廃棄物処理違屋1,2, 進へい設計上の区域区分 第2.2-6 図 進へい設計上の区域区分 (廃棄物処理建屋地下1,2,3階平面) A:0.006mSv/h以下 B:0.01mSv/h以下 C:0.06mSv/h以下 D:0.12mSv/h以下 E:1 mSv/h以下 F:1 mSv/h以上 注) 告示に基づき,1.3mSv/3月間を超えるか 文は超えるおそれのある区域を管理区域に 設定する。 第2.2-5 図

A:0.006mSv/h以下 B:0.01mSv/h以下 C:0.06mSv/h以下 D:0.12mSv/h以下 E:1 mSv/h以上 下:1 mSv/h以上 注:1 mSv/h以上 注:1 mSv/h以上 注:1 mSv/h以上 注:1 mSv/h以上 注:1 mSv/h以上 注:1 mSv/h以上 第2.5-7図 進へい設計上の区域区分 (使用済燃料乾式貯蔵建屋1階平面)

3. 発電所内の区域区分	<ol> <li>3.2 管理区域内の管理</li> </ol>
3.1 管理区域,保全区域及び周辺監視区域の設定	管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」
3.1.1 管理区域	(第8条)に従って、次の措置を講ずる。
炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、	(1) 聲, さく等の区画物によって区画するほか, 標識を設けることによって
その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度、又は	明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の
放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が経済産業省告	立入制限、かぎの管理等の措置を講ずる。
示「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則の規定に基づく線量限度	(2) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止す
等を定める告示」(第2条)に定められた値を超えるか、又はそのおそれの	ŵ
ある区域はすべて管理区域とする。実際には部屋,建屋その他の施設の配置	(3) 床,壁,その他人の触れるおそれのある物であって,放射性物質によっ
及び管理上の便宜をも考慮して, 第3.1-1図に示すように原子炉建屋, ター	て汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、経済産業省告示「実用発
ビン建屋及びサービス建屋の一部、固体廃棄物貯蔵庫、廃棄物処理建屋、使	電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定め
用済燃料乾式貯蔵建屋等を管理区域とする。	る告示」(第5条)に定める表面密度限度を超えないようにする。
また、新燃料搬入時,使用済燃料輸送時等、上記管理区域外において一時	(4) 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その
的に上記管理区域に係る値を超えるか、又はそのおそれのある区域が生じた	者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうと
場合は、一時管理区域とする。	する物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包
	装)の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の10分の1を超え
3.1.3 周辺監視区域	ないようにする。
外部放射線に係る線量,空気中又は水中の放射性物質の濃度が,経済産業	また、管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量率、放射線
省告示「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則の規定に基づく線量	業務従事者等の立入頻度等に差異があるので、これらのことを考慮して適
限度等を定める告示」(第3条及び第9条)に定められた値を超えるおそれの	切な管理を行う。
ある区域を周辺監視区域とする。周辺監視区域の境界は,実際には管理上の	
便宜も考慮して第3.1-2図に示すように設定する。	3.2.1 管理区域内の区分
なお、当社敷地南端を海岸より国道245号線までほぼ東西に走る線以南は	管理区域は、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度
日本原子力研究所によってすでに周辺監視区域の設定がされている。	又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそ
	れのない区域と,表面の放射性物質の密度,又は空気中の放射性物質濃度が

9 - 3 - 1

9 - 3 - 2

法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある区域であ	定期的に外部放射線に係る線量当量率及び外部放射線による線量当量の測定
る汚染管理区域とに区分する。	を行うとともに,必要に応じて,随時放射線サーベイを行う。
さらに、その外部放射線に係る線量当量率の高低により、また、汚染管理	なお,周辺監視区域外においては,経済産業省告示「実用発電用原子炉の
区域は,空気中の放射性物質の濃度又は床等の表面の放射性物質の密度の高	設置,運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(第3
低により、それぞれ細区分し、段階的な出入管理を行うことによって管理区	条及び第9条)に定める線量限度及び濃度限度以下に管理するが,その方法
域へ立ち入る者の被ばく管理等が,容易かつ確実に行えるようにする。	については,放射性気体廃棄物は「4.2.3 放出管理」,放射性液体廃棄物
なお、原則として、通常運転時については、原子炉建屋、タービン建屋及	は「4.3.3 放出管理」で述べる。
びサービス建屋の一部並びに廃棄物処理違屋を汚染管理区域とする。	また,その監視については,「6.4 発電所外に関する放射線監視」で述
	ی کی
3.4 周辺監視区域内の管理	
「実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則」(第8条)の規定に基	
づき,周辺監視区域は人の居住を禁止し,境界にさく又は標識を設ける等の	
方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。	
周辺監視区域の外部放射線に係る線量、空気中又は水中の放射性物質の濃	
度及び表面の放射性物質の密度は、経済産業省告示「実用発電用原子炉の設	
置, 運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(第2	
条)に定める値以下に保つ。	

具体的には、外部放射線に係る線量については、管理区域の外側において3月間について1.3mSvを超えないよう管理する。空気中及び水中の放射性物質の濃度については、管理区域との境界を壁等によって区画するとともに、管理区域内の放射性物質の濃度の高い空気や水が容易に流出することのないよう換気系統及び排水系統を管理する。

また,表面の放射性物質の密度については,「3.2 管理区域内の管理」 に述べたように人及び物品の出入管理を十分に行う。 これらの基準を満足していることを確認するために、管理区域外において、

9 - 3 - 3

9 - 3 - 4

第3.1-1 図 管理区域図



4.1 放射性廃棄物処理の基本的考え方

放射性廃棄物処理施設の設計及び管理に際しては、「実用発電用原子炉の 設置、運転等に関する規則」を遵守するとともに、「発電用軽水型原子炉施 設周辺の線量目標値に関する指針」の考え方に基づくものとする。 (1) 気体態葉物については、その主要なものである蒸気式空気抽出器排ガス を30分減衰配管及び活性炭式希ガスホールドアップ装置に通し、排ガス中の放射能を十分減衰させ、監視しつつ排気筒から大気に放出する。

また、他の排気については、下記の対策を講じることにより、排気中の放射性物質の低減を図った後、監視しつつ排気筒から大気に放出する。

- タービン軸封蒸気には復水貯蔵タンク水を加熱し蒸発させた放射性物質の濃度が十分低い蒸気を用いることにより、軸封部の戻り蒸気が流入するタービングランド蒸気復水器からの排ガス中の放射性物質を無視できる程度とする。
- b. 真空ポンプは原子炉の起動時、原子炉で発生した蒸気が復水器に流入するまで使用することとし、真空ポンプからの排ガス中の放射性物質濃度を十分低いものとする。
- 2. 換気系の排気については、フィルタで処理することにより、排気中に 含まれる粒子状放射性物質を無視できる程度とする。
- なお、雑固体廃棄物焼却設備及び雑固体減容処理設備からの排ガスは、 フィルタで処理することにより、排気中に含まれる粒子状放射性物質を無 視できる程度とする。
- (2) 液体廃棄物については、液体廃棄物処理系において濃縮等の処理を行い、 原則として放射性物質の濃度がごく低い廃液を除いては環境放出を行わず、 補給水として再使用する。

ム缶内に固化し貯蔵保管する。濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能 を減衰させた後、固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混 合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。あるいは、放射能を減衰させた 容器に詰めて減容固化体貯蔵室に <u>"/</u>\_\_\_\_\_\_ 圧縮可能なものは圧縮減容し、必要に応じて雑固体減容処 ドラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、固型化 使 Þ 固体廃棄物は、その種類に応じてタンク等に貯蔵するか、又はドラム缶 原子炉冷却材净化系及び燃 固化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラム缶内 に固化し貯蔵保管する。復水脱塩装置及び液体廃棄物処理系脱塩装置から 発生する使用済樹脂、液体廃棄物処理系助材型ろ過装置から発生する廃ス 籬 固体廃棄物焼却設備で焼却し、焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理す 園化装置(セメント固化式)で固化材(セメント)と混合してドラ **蔵するか、貯蔵した後、セメント混練固化装置でドラム缶内に固化材** 焼却灰は不燃性雑固体廃棄物として処理する。また、不燃性雑固体廃棄物 用済粉末樹脂貯蔵タンクに貯蔵するか,又は貯蔵し放射能を減衰させた後, ラム缶等に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却し、 (モルタル)を充填してドラム缶内に固型化し貯蔵保管する。なお, 料プール冷却浄化系フィルタ脱塩装置から発生する使用済粉末樹脂は, (セメント) と混練して固化し貯蔵保管する。可燃性雑固体廃棄物は, ラッジは貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、 使用済燃料プールに貯蔵した後, 等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 後,減容固化設備で乾燥。造粒固化後, 用済制御棒等の放射化された機器は、 NO イトバンカプールに貯蔵保管す 理設備で溶融・焼却した後、 仕分けし, るか, Ċ, \$ 3

9 - 4 - 1

4.2 気体廃棄物処理	が含まれる。この排ガスは、フィルタを通した後、排気筒から大気に放出
4.2.1 気体廃棄物の発生源	される。
通常運転時に発生する気体廃棄物中の放射性物質として、炉心燃料中で核	
分裂の際に生成される核分裂生成希ガス及びよう素並びに冷却材中の酸素,	4.2.2 気体廃棄物の推定放出量
アルゴン等の放射化によって生成される気体状放射化生成物を考える。	気体廃棄物として放出される放射性希ガス(以下「希ガス」という。)及
核分裂生成希ガス及びよう素は、燃料棒被覆管に損傷があれば冷却材中に	び放射性よう素(以下「よう素」という。)の放出量の推定は,「発電用軽
漏えいし、気体状放射化生成物とともに主蒸気に移行してタービンに運ばれ、	水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」により行う。
蒸気式空気抽出器から気体廃棄物処理系へ移る。	
ー方, ポンプ, 弁等の機器からの漏えいによって換気系の排気に一部の核	4.2.2.1 気体放射性廃棄物放出量推定のための前提
分裂生成希ガス及びよう素が含まれる。	(1) 原子炉施設の稼働率
通常運転時における気体廃棄物の主な放出経路は次のとおりである。(第	原子炉施設の稼働率は,年間 80%とする。
4.2-1図参照)	(2) 炉心燃料からの希ガス漏えい率及び冷却材中のよう素濃度
(1) 蒸気式空気抽出器排ガス	炉心燃料から冷却材への全希ガス漏えい率(以下「全希ガス漏えい率」
蒸気式空気抽出器排ガスに含まれる気体状の放射性廃棄物は、炉心燃料	という。) f は,年間平均を想定した 30 分減衰換算値で 1.11×10 <sup>10Bq</sup> /
からの漏えいがある場合の核分裂生成希ガス及びよう素並びに酸素及びア	s とする。(以下「f」を無次元の値として用いる。)
ルゴンの放射化により生成される気体状放射化生成物とからなる。	希ガス各核種の漏えい率R <sub>,</sub> (Bq/s)は(4.2-1)式で計算する。
この排ガスは,30 分減衰配管及び活性炭式希ガスホールドアップ装置に	これらの結果を第 4.2-1 表に示す。
通して放射能を十分減衰させ,フィルタを通して排気筒から放出する。	$R_{i} = 2.62 \cdot f \cdot Y_{i} \cdot \lambda_{i}^{a,a} \cdot e^{-\lambda_{i} \cdot t} $ (4.2-1)
(2) 換気系排気	۲۲ کی۔ ۲۲
ポンプ,弁等の機器からの漏えいによって原子炉連屋,タービン蓮屋及	R. : 希ガスの核種 1の漏えい率 (Bq/s)
び廃棄物処理建屋の換気に若干の核分裂生成希ガス及びよう素が混在する。	f : 全希ガス漏えい率(1.11×10 <sup>1 o</sup> )
換気系排気は,フィルタを通した後,排気筒から大気に放出する。	Y. : 核種 i の核分裂収率 (%)
(3) 真空ポンプ排ガス	λ. : 核種 i の崩壊定数(s 1)
短期間停止後起動する場合で、復水器真空度確立のため真空ポンプを運	t : 炉心燃料から漏えい後の減衰時間(s)
転する場合には、排ガスに復水器に残留する核分裂生成希ガス及びよう素	換気系排気 $t = 1.80 \times 10^3$

9 - 4 - 4

真空ポンプ排ガス	$t = 4.32 \times 10^4$	4.2.2.2 気体状放射化生成物の放出量
蒸気式空気抽出器排ガス	$t = 1.46 \times 10^5$ (K r)	原子炉内で酸素及びアルゴンの放射化により生成された気体状放射化生成
	$t = 2.33 \times 10^6$ (X e)	物は,蒸気式空気抽出器排ガスとして抽出される。比較的半減期の長いアル
また,炉心燃料からのよう素の漏えい	1率I,(Bq/S)は, (4.2-2)式	ゴン-41が,30分減衰配管及び活性炭式希ガスホールドアップ装置通過後環
で計算し、冷却材中のよう素濃度A」(B	bq/g) は, (4.2-3) 式で計算す	境へ放出されることになるが、その推定放出率は、核分裂生成希ガスに比べ
ð.		て無視し得る程度である。
$I_i = 2.47 \cdot f \cdot Y_i \cdot \lambda_i^{0.5}$	(4.2-2)	
$A_i = \frac{I_i}{M(\Lambda + B + \nu)}$	(4.2-3)	4.2.2.3 希ガス及びよう素の放出量
L L T,		(1) 放出量の計算方法
Ⅰ : : 核種 : の炉心燃料からの漏	えい率(Bq/S)	a. 蒸気式空気抽出器排ガス中の希ガス及びよう素
f : 全希ガス漏えい率(1.11×	10 <sup>10</sup> )	蒸気式空気抽出器排ガス中の希ガス及びよう素は、次により計算する。
Y. : 核種 i の核分裂収率 (%)		(a) 復水器から蒸気式空気抽出器に移行する希ガス及びよう素の割合は,
λ <sub>i</sub> :核種iの崩壊定数(s <sup>-1</sup> )		それぞれ100%及び1%とする。
Ai :核種 i の冷却材中濃度(Bd、	⁄g)	(b) 蒸気式空気抽出器排ガスの減衰に用いられる30分減衰配管の希ガス
M :冷却材保有量 (g)		滞留時間は30分,活性炭式希ガスホールドアップ装置の希ガスの保持
B : 原子炉冷却材浄化系のよう	素除去率(s <sup>-1</sup> )	時間は,キセノン27日間,クリプトン40時間とする。
$\beta = \left(I - \frac{1}{DF}\right) \cdot \frac{FC}{M}$		(c) 蒸気式空気抽出器排ガス中に含まれるよう素は, 活性炭式希ガスホ
DF:原子炉冷却材浄化系の除染(	条数	ールドアップ装置により十分に減衰するので無視する。
F C:原子炉冷却材净化系流量(g	{∕S)	b. 真空ポンプの運転による排ガス中の希ガス及びよう素
ィ :よう素の主蒸気系への移行 <sup>図</sup>	緈 (s <sup>-1</sup> )	真空ポンプの運転による排ガス中の希ガス及びよう素は、次により計
$\gamma = CF \cdot \frac{FS}{M}$		算する。
CF:よう素の主蒸気中への移行書	創合	(a) 真空ポンプの運転による排ガス中の希ガスの年間放出量は、1.25×
FS:主蒸気流量(g∕s)		10 <sup>4</sup> Bqに全希ガス漏えい率(1.11×10 <sup>10</sup> )を乗じた値とし,放出回数
パラメータ及び計算結果を第4.2-2表は	2.示す。	は年間5回の間欠放出とする。この場合,放出希ガスの実効エネルギ
		は、(4.2-1)式を用い、減衰時間を12時間として計算した希ガスの

9 - 4 - 6

核種組成から求める。

年間放出量は, ともに0.4Bqに全希ガス漏えい率 (1.11×10<sup>10</sup>) を乗 (b) 真空ポンプの運転による排ガス中のよう素-131及びよう素-133の じた値とし、放出回数は年間5回の間欠放出とする

換気系から放出される希ガス及びよう素

с.

タービン建屋等の換気系から放出される希ガス及びよう素は、次によ り計算する。 (a) 希方スの放出量は,第4.2-3表の係数に炉心燃料からの希方スの各 核種の漏えい率(Bq/s)を乗じて計算する。 この場合, 放出希ガスの実効エネルギは, (4.2-1)式を用い減衰 時間を30分として計算した希ガスの核種組成から求める、

- (b) よう素の放出量は、第4.2-3表の数値に4.2.2.1(2)で求めた冷却材 中のよう素-131及びよう素-133の濃度(Bq/g)を乗じた値とする。
  - 定期検査時に放出されるよう素-131 d.

定期検査時のよう素-131の放出量は, 2Bqに全希ガス漏えい率 (1.11 ×10<sup>10</sup>)を乗じた値とする。

- 希ガス及びよう素の放出量 (2)
- a. 希ガスの放出量

希ガスの放出量及び実効エネルギの計算結果は、第4.2-4表に示すと

おりとなる。

よう素の放出量 . p

よう素の放出量の計算結果は、第4.2-5表に示すとおりとなる。

放出管理 4.2.3 気体廃棄物の放出に当たっては,排気筒において放出放射性物質を測定し,

用発電用原子炉の設置,運転等の規則の規定に基づく線量限度等を定める告 る指針」に基づき、希ガス及びよう素の放出管理目標値を下表のように設定 周辺監視区域外における線量及び放射性物質の濃度が、経済産業省告示「実 ないようにするとともに「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関す 示」に定める周辺監視区域外における線量限度及び空気中の濃度限度を超え し、これを超えないように努める。

- 液体廃棄物処理 4.3
- 4.3.1 液体廃棄物の発生源

再生廃液等の化学廃液及び洗濯廃液である。これらの主要な廃液のほかに維 固体減容処理設備の排ガス洗浄廃液がある。液体廃棄物処理系の放射性物質 被体廃棄物の主なものは、各建屋の機器からのドレン,各進屋の床ドレン, 濃度等説明図を第4.3-1図に示す。

機器ドレン廃液 а.

機器ドレン廃液は、ポンプ、弁等各機器からの漏えい水、サンプルラ インの排出液等からなり、化学的純度は高く脱塩水に近いが放射能レベ ルは通常高い(約3.7×10<sup>3</sup>Bq/cm<sup>3</sup>)。

これらは、液体廃棄物処理系の機器ドレン処理系で処理する。

ろ過装置及び脱塩装置で処理した処理水(約3.7×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>)は復 水貯蔵タンクに回収し、再使用する。

9 - 4 - 8

廃液
$\mathcal{A}$
$ \ge$
<u>*/</u>
ĸ
þ.

床ドレン廃液は,原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋等で発 生する。化学的純度は低く, 放射能レベルは一定ではないが比較的低い (約3.7×10<sup>2</sup>Bq/cm<sup>3</sup>)。

これらは、通常は液体廃棄物処理系の再生廃液処理系に送り濃縮処理する。濃縮装置で処理した処理水は原則として機器ドレン処理系に送り回収、再使用するが、脱塩装置で処理した後、環境に放出する場合もある。

なお、放射能レベルの低い場合には、床ドレン処理系のろ過装置で処 理した後, 環境に放出することもある。

c. 化学廃液

化学廃液は,脱塩装置樹脂の再生廃液及び分析室ドレン等からなる。 化学的純度は低く,酸性又はアルカリ性であることが多く,放射能レベ ルは一般に高い(約3.7×10<sup>3</sup>Bq/cm<sup>3</sup>)。

これらは、液体廃棄物処理系の再生廃液処理系で処理する。

濃縮装置で処理した処理水は、原則として機器ドレン処理系に送り回 収,再使用するが、脱塩装置で処理した後,環境に放出する場合もある。

洗濯廃液

÷

洗濯廃液は,防護衣類等を水洗いする際に生ずる廃液、手洗。シャワ廃液であり,化学的純度は低く,放射能レベルも低い(約3.7×10<sup>-2</sup>Bq  $/cm^3$ )。

これらは、液体廃棄物処理系の洗濯廃液処理系で処理する。

る過装置で処理した処理水は放射能濃度が低いことを確認したうえで 復水器冷却水と混合,希釈して環境へ放出する。 なお、汚染の程度の比較的高い上着類については、原則として水洗い

を行わない。

e. 排ガス洗浄廃液

排ガス洗浄廃液は, 雑固体減容処理設備の排ガス処理装置の運転時に 生ずる廃液であり, 化学的純度は低く, 放射能レベルも低い (~0Bq/ cm<sup>3</sup>)。排ガス洗浄廃液は, 排ガス洗浄廃液サンプルタンクに移し, 放 射能濃度が低いことを確認したうえで復水器冷却水と混合, 希釈して環 境へ放出する。

4.3.2 液体廃棄物の推定発生量

平常運転時に発生する液体廃棄物について,先行炉の運転実績及び設計運 転条件を基に推定した発生量及び環境放出量を第4.3-1表に示す。 なお, トリチウムの環境放出量については, 先行炉の実績等を考慮すると 年間3.7×10<sup>12</sup>Bq以下と推定される。 液体廃棄物中の放射性物質による実効線量の評価を行う際には,液体廃棄 物処理系の運用の変動を考慮して液体廃棄物の年間放出量は、トリテウムを 除き3.7×10<sup>10Bq</sup>, トリチウムは3.7×10<sup>12</sup>Bqとする。

4.3.3 放出管理

放射性液体廃棄物は、放射性物質濃度のごく低いものを除き、原則として 環境には放出せず、できる限り固化するか処理後再使用する。 液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、あらゆる場合、一時 サンプルタンクに貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器 冷却水放水口における放射性物質の濃度が経済産業省告示「実用発電用原子 炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に 定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするととも

9 - 4 - 10

に「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき,放射性液体廃棄物の放出管理目標値を下表のように設定し、これを超えないよ

うに努める。

放出管理目標値( <sup>3</sup> Hを除く) (Bq/y)	$3.7 \times 10^{1.0}$

4.4 固体廃棄物処理

4.4.1 固体廃棄物の種類とその発生量

固体廃棄物には、使用済樹脂、廃スラッジ、濃縮廃液、雑固体廃棄物、使用済制御棒等がある。これらについて設計運転条件に基づき推定した発生量を第4.4-1表に示す。

固体廃棄物の取扱いは、添付書類八「10.3.3 主要設備」による。

4.4.2 保管管理

固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵庫に貯 蔵保管する。 使用済制御棒等の放射化された機器等は、使用済燃料プールに貯蔵した後、 固体廃棄物移送容器に収納してサイトバンカプールに移送し貯蔵保管する。

国手招米を砂石中台に大怒りへいードバノンノンに砂石し当飯米市とう。

固体廃棄物貯蔵庫及びサイトバンカプールは、管理区域とし、周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。

なお、必要に応じて固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。

キ1(ネエ版実う	率以え献人氏命	琇1−2.4駕
st. tr - At the t	# . ( 2 B( 2 M X	242 1 0 / 2407

≈ -01×10-5 G	彩 5° 20×10-1	т-01×53.8 СЖ	₀01×⊅0.1 0端		(NoM) キハ	1(糸工校実際	l
201×61.8 €%	<sup>e</sup> 01×81.2 (涂	<sub>от</sub> 01×11°1 Gж	₹1.12×10тт		- <del>1</del> 2	цþ	
%0 5° 87 × 10 e	<sup>9</sup> 01×28.2 C¥	90I×78°7 G#	%0 2.82×10€	2200.0	2.05×10 <sup>-9</sup>	62.0	K 1 - 89
約 8.22×102	901×≯8.6馀	901×96.6 G涂	901×96°£ 6≹	0.020	2 - 0 I × ₩2 . 9	\$0.0¢	₩181- ∋ X
201×89.2 GK	<sup>8</sup> 01×89.8 G涂	801×42.6 ¢%	801×72.9 €%	640.0	1.52×10-6	LL °9	X 6 – 133
ε0I×86.8 GЖ	701×11.5 6%	201×79°€ C₩	∠01×99°€ 6%	240.0	3.57×10 <sup>-6</sup>	61.0	m881− ∋ X
0 ~	<sup>6</sup> 01×40.1 C¥	約 5° 21 × 10 8	₅0I×09`7 6¥	0.250	5.15×10-2	6.63	X = -135
901×82.10%	801×70.1 C涂	彩 6.32×10 <sup>8</sup>	801×88.8 €%	691.0	4.30×10 <sup>-5</sup>	15.1	K r — 85m
+01×87.9 t¥	801×31.1€%	601×66.1 €%	%3 5° 52×10∂	096.1	8 - 01 × 88 . 0	3.58	K r - 88
0 ~	彩 4.23×10°	801×72.8 €%	801×96°£ G¥	9200.0	1.05×10 <sup>-4</sup>	0.53	К г — 83ш
0 ~	彩3.21×10 <sup>6</sup>	601×29.1 C涂	601×61.2 €#	867.0	1.51×10-4	2°24	K r - 87
0~	0~	601×97.08	<sub>о т</sub> от×90°I Сж	1.183	\$.15×10−4	82.8	X e - 138
0~	0 ~	801×95.4€%	601×27.1€₩	284.0	₽-01×88.7	90.1	₩661- 5 X
0 ~	0~	201×89.7 0%	<sub>от</sub> 01×92.16ж	181.0	3.02×10-3	61.8	781 - 5 X
0 ~	0~	701×00.2 0%	₀ 101×11 °ik	2.067	3.63×10-3	89.4	68 - I N
0 ~	0~	0 ~	от0I×86.2 СЖ	0.850	1.75×10 <sup>-2</sup>	9I.G	681 - 9 X
0 ~	0~	0~	約 5.63×10 <sub>1 0</sub>	828.1	5°1∜×10-5	69.4	И <sup>г</sup> — 90
Xt 40時間+30分 Xe 27日間+30分 減麦値	(s < pu) 中(s) 間钥 (] 前衰減	108 108 108 108	代 0 前衰減	水(XeV) (VeV) ア線	殘宝愛崩 <sup>(1-</sup> 8)	竖代刻 率功 (%)	極極

9 - 4 - 12

第4.2-2表 原子炉冷却材中のよう素濃度

	1-131	I -133
冷却材中よう素濃度 (Bq∕g)	約 1.18×10 <sup>3</sup>	約 8.28×10 <sup>3</sup>
パラメータ		
核分裂収率(%)	2.84	6.77
崩壞定数 (s <sup>-1</sup> )	9.95 $\times$ 10 <sup>-7</sup>	9. $26 \times 10^{-6}$
冷却材保有量 (g)	2.89>	< 10 <sup>8</sup>
原子炉冷却材浄化系流量 (g/s)	3.33>	< 10 <sup>4</sup>
主蒸気流量 (g∕s)	1.78>	< 10 <sup>6</sup>
原子炉冷却材浄化系の除染係数	1(	(
よう素の主蒸気中への移行割合	0.(	12

第4.2-3表 換気系における希ガス及びよう素の漏えい係数

廃棄物処理達屋	1×10 <sup>-3 *</sup>	0.2 (g⁄s)	0.03 (g/s)
原子炉建屋	1×10 <sup>-3</sup> *	0.6 (g⁄s)	0.2 (g⁄s)
タービン建屋	1 × 10 <sup>-3</sup>	0.3 (g⁄s)	0.2 (g⁄s)
換気系	Й Х	I - 131	I -133
核	卷	ا ۲۰ ۲۰	₩ \ 6

\*Xe-133, Xe-135, Xe-135m以外の核種は無視する。

第4.2-4表 希ガス放出量及び実効エネルギ

			1	Ţ		
亜(	0 1 4	014	014	013	013	015
ス 友 マ / J	0×1	4 X 1	8 × 1	8×1	8×1	$4 \times 1$
希 近 (1)	約8.	约 1.	約2.	約9.	约9.	約1.
s)	(107	1	:107	(10 <sup>6</sup>	106	1
枚出 Bq/	3.2×		×	3.9×	. 9 X	
	绕		後	终	後	
	5	- 1			-	1
東ルツ数ギ	<10 <sup>-</sup>	~10-	<10 <sup>-</sup>	< 10-	<10 <sup>-</sup>	< 10-
秋本郎	5.1>	2.5>	8.2>	2.2>	2.2>	2.5>
	熧	资	忩	恣	慫	炛
					rissi	
器	-		圏	elet	建建度	
猺	旧盟		い」	建屋	则処理	1012
H	低利用	ŗ		子佐	寒物	∢□
莈	式	ンポ	2	些		
	蒸河	真招	換	K	₩	

第4.2-5表 よう素の放出量

r	7		·····		
- 133	放出量 (Bq/y)	約 4.4×10 <sup>9</sup>	約 9.0×10 <sup>1 0</sup>		約 9.4×10 <sup>1 0</sup>
	放出率 (Bq/s)		約3.6×10 <sup>3</sup>		
- 131	放出量 (Bq/y)	約 4.4×10 <sup>9</sup>	約3.3×10 <sup>10</sup>	約 2.2×10 <sup>10</sup>	約 5.9×10 <sup>10</sup>
	放出率 (Bq/s)	THE ONE WAS ANY YOU	約 1.3×10 <sup>3</sup>	adu ada ana man ana	and the state bag
40 AU	「「」」	ドンプ	運転時	定検時	<del>da</del>
44	Ϋ́	真空过	換点	¢ Ж	Ą□

第4.3-1表 液体廃棄物の推定発生量と推定環境放出量

推定環境放出量		約4,000m <sup>3</sup> /y* (約1.5×10 <sup>9</sup> Bq/y)	$\frac{\text{k}_{3}}{\text{k}_{3}}$ 5, 500 m <sup>3</sup> $\nearrow$ y ( $\frac{\text{k}_{3}}{\text{k}_{3}}$ 2.0 $\times$ 10 <sup>8</sup> Bq $\checkmark$ y)	終J 600m <sup>3</sup> / y (約 − 0Bq / y)
推定発生量	¥j 180m <sup>3</sup> / d	約 40m <sup>3</sup> /d	約 15m <sup>3</sup> /d	<b>¥</b> 9 3m³∕d
	機器ドレン	床ドレン、化学廃液	洗濯廃液	排ガス洗浄廃液

\* 床ドレン, 化学廃液の処理水は通常再使用するが, 復水貯蔵タンク保有水量 が増加するような場合, 放射能レベルの低い処理水を環境に放出することが ある。この環境放出量としては年間4,000m3程度と推定される。

第4.4-1表 固体廃棄物推定発生量

		牟	間推定発生量	mint
	種類	ä	体積	200ℓドラム缶
		閫	(m <sup>3</sup> )	相当(本)
	原子炉冷却材浄化系フィル		<b>秋</b> 1 7	
	夕脱塩装置		-	
에 11 가수 194 IIC	燃料プール冷却浄化系フィ	1	¥t1 9	
使用角倒眉	ルタ脱塩装置		a fw	
	復水脱塩装置		約 12	
	液体廃棄物処理系脱塩装置		約 3	
	液体廃棄物処理系助材型ろ		(約1) *1	
1) 1) 1	過装置		17 644	
席イフシン	液体廃棄物処理系非助材型		<b>然</b> 1 16	-
	ろ過装置		or cu	
濃縮廃液	液体廃棄物処理系濃縮裝置	-	約 200	(約30m <sup>3</sup> )* <sup>2</sup>
雑固体	可燃性雑固体廃棄物焼却灰	I	約 8	約 40 <sup>* 3 * 4</sup>
廃棄物	不燃性雑固体廃棄物		約 300	約1,500 <sup>*4</sup>
4% El -H	制御棒	約 19本		
● ● ● ● ● ●	チャンネルボックス	約200個	I	
刑御倅寺	その色	発生量不定 <sup>*5</sup>		1

\*1 通常における機器ドレン廃液の処理は非助材型ろ過装置で行うので,助材型ろ過装置 からの廃スラッジの発生はないが,ここでは年間の機器ドレン廃液推定発生量の1%

- - \*4 雑固体廃棄物を雑固体減容処理設備で処理した場合は約390本/年となる。

\*5 放射化された消耗部品等であり、定常的に発生するものではない。







-4 - 17

<u>о</u>

S

-4 - 18

5. 1	F常運転時における一、	般公衆の受ける線量	<b>蟗</b> 評価		放出源の有効高さは、排気筒の地上高に吹上げ高さを加算したものを
5.1	東海第二発電所の放射	付性廃棄物により→	般公衆の受ける線量書	<b>泽</b> 価	風洞実験に基づいて補正した値(第5.1-1表に示す。)とする。
<b>L</b>	発電用軽水型原子炉加	値設周辺の線量目標	锺に関する指針」に	基づき、気	なお,吹上げ高さは,下記の式により計算する。
体廃	棄物中の希ガスからの	りィ線、液体廃棄物	<b>り中に含まれる放射性</b>	物質(よう	$\Delta H = 3 \frac{W}{r_I} \cdot D$
素を	除く。) 及び気体廃ま	<b>髪物中並びに液体</b> 廃	5乗物中に含まれるよ	う素に起因	
¢ 2	実効線量を、「発電用	目軽水型原子炉施設	と周辺の線量目標値に	対する評価	ΔH:吹上げ高さ (m)
指針	」に従って評価する。				M : 吹出し速度 (m/3)
					D :排気筒出口直径 (m)
5.1.1	線量の計算				- <u>1</u> :風向別年間風速逆数の平均(s/m) - U
5.1.1.	1 気体廃棄物中の者	きガスのア線に起因	する実効線量		c. 気象条件
5.1.1.	1.1 連続放出の場合	45			気象条件は, 現地における1981年4月から1982年3月までの観測による
(1)	計算のための前提条件	41			実測値を使用する。
a.	年間平均放出率				ただし,静穏(通常の風速計で観測した風速が0.5m/5未満)の場合
	第4.2-4表に示した	*蒸気式空気抽出器	及び換気系からの希	ガス放出率	は, 風速を0.5m/sとし, 風速0.5~2.0m/sのときの風向出現頻度(第
. ,	並びに原子炉施設の移	<b>蒙動率(80%)を</b> 基	に算出した年間平均	の希ガス放	5.1-2表に示す。)に応じて各風向に比例配分する。
-	出率と実効エネルギを	ミ下表に示す。			年間平均濃度の計算には、第5.1-3表に示す風向別大気安定度別風速
	希ガス放出率(Br	(s∕b	約4.1×10 <sup>7</sup>		逆数の総和を,吹上げ高さの計算には,第5.1-4表に示す風向別風速逆
	ィ線実効エネルギ	(MeV)	$\frac{1}{100}$ $\frac{1}{100}$		数の平均を使用する。
					d. 線量計算地点
b.	放出源の有効高さ				周辺監視区域は、第3.1-2図に示されるように、南側では日本原子力
	下表に,排気筒の地	11上高,出口直径及	び吹出し速度を示す。		研究所周辺監視区域に接しており、東側では海となっている。
	地上高	出口直径	吹出し速度		したがって,線量の計算は排気筒を中心として16方位に分割した北側
	(m)	(m)	(m⁄s)		及び西側の周辺監視区域境界の各地点について行う。
	举5140	約4.5	約14		なお、参考として、南側及び東側についても方位ごとに計算を行う。
				-	いれらの地点を第5.1-1図に示す。

9 - 5 - 1

る空気カーマ率Dを放出モード,大気安定度別風	
(n Gy/y)。これらは(2.1-1)式から得られ	$lpha = 1.000$ $eta = 0.4492$ $\gamma = 0.0038$
かう放射性雲のγ線による年間平均空気カーマ	$\mu_{en} = 3.84 \times 10^{\circ}$ (m <sup>-1</sup> ) $\mu = 1.05 \times 10^{\circ}$ (m <sup>-1</sup> )
$\overline{D}_{1}, \overline{D}_{1-1}, \overline{D}_{1+1}$ :計算地点を含む方位(L)及びその隣接方位に向	用い,以下のとおりとする。
f 0 :居住係数	ただし, μ av, μ, α, β, γについては, 0.5MeVのγ線に対する値を
f 』:家屋の遮へい係数	B ( $\mu$ r) = 1 + $\alpha$ ( $\mu$ r) + $\beta$ ( $\mu$ r) $^{2}$ + $\gamma$ ( $\mu$ r) $^{3}$
${ m K}_2$ :空気カーマから実効線量への換算係数( $\mu$ Sv $/\mu$ Gy)	B (ルr) :空気に対するr線の再生係数
H, :計算地点における実効線量 (μSv/y)	にの距離 (m)
に、 、	r :放射性雲中の点(x´, y´, z´) から計算地点(x, y, 0) ま
$H_{T} = K_{2} \cdot f_{h} \cdot f_{0}(\overline{D}_{L} + \overline{D}_{L-1} + \overline{D}_{L+1}) $ $(5, 1-3)$	μ :空気に対する7線の線減衰係数(m <sup>-1</sup> )
3) 式により計算する。	μ :空気に対する7線の線エネルギ吸収係数(m_l)
方位に向かう放射性雲のィ線からの空気カーマを合計して、次の(5.1-	E : r線の実効エネルギ(Mev/dis)
計算地点における年間の実効線量は、計算地点を含む方位及びその隣接	K」 : 空気カーマ率への換算係数 [dis・m <sup>3</sup> ・μ Gy] MeV·Ro・h
$\sigma_{z}$ :濃度分布の $\mathbf{z}^{'}$ 方向の拡がりのパラメータ( $\mathrm{n}$ )	$ m D$ :計算地点( $ m x$ , $ m y$ , 0)における空気カーマ率( $\mu m Gy/h$ )
σ,:濃度分布のy、方向の拡がりのパラメータ(m)	۲۲ ۲۲ ۲
H : 放出源の有効高さ(m)	$D = K_1 \cdot E \cdot \mu_{a_n} \int_{0}^{a_n} \int_{0}^{a_n} \frac{d^2 r}{dm^2} \cdot B(\mu r) \cdot \chi(r', y', z')  dx' dy' dz' $ (5.1-1)
□ : 放出源高さを代表する風速 (m/s)	ーマ率は, (5.1-1) 式により計算する。
Q : 放出率(Bq/s)	排気筒から放出された希ガスの放射性雲による計算地点における空気カ
ند بر حر. در ا	(2) 線量の計算方法
(5, 1-2)	
$\chi(x',y',z') = \frac{2\pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U}{2\pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \exp\left(-\frac{\sqrt{2}\sigma_y^2}{2\sigma_y^2}\right) \times \left[\exp\left\{-\frac{\sqrt{2}\sigma_z^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{\sqrt{2}\sigma_z^2}{2\sigma_z^2}\right\}\right]$	これらの地点を第5.1-2図に示す。
$0 \qquad y^{12} \begin{bmatrix} c(z'-H)^2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} (z'+H)^2 \end{bmatrix}$	線量が最大となる地点での線量を求める。
なお, x(x´,y´, z´) は, (5.1-2)式により計算する。	周辺監視区域境界のそれぞれの外側についても希ガスのヶ線による実効
(Bq~n <sup>3</sup> )	西側については国道245号線,南側については日本原子力研究所の南側
$\mathbf{x}$ $(\mathbf{x}^{'}, \mathbf{y}^{'}, \mathbf{z}^{'})$ :放射性雲中の点 $(\mathbf{x}^{'}, \mathbf{y}^{'}, \mathbf{z}^{'})$ における濃度	また,将来の集落の形成を考慮し,北側については周辺監視区域境界,

向分布及び風速分布を考慮して年間について積算	計算地点における空気カーマ率,実効線量は, (5.1-1)及び (5.1-
して求める。	3) 式により計算する。
5.1.1.1.2 間欠放出の場合	
	5.1.1.1.3 計算結果
(1) 計算のための前提条件	周辺監視区域の北側及び西側境界の 6 方位並びに参考として, 日本原子力
a. 年間放出量及び放出回数	研究所の周辺監視区域と接する南側及び海となっている東側の 10 方位につ
真空ポンプからの希ガスの年間放出量及び実効エネルギは,第4.2-4	2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
表に示すとおりとする。	やいほどく? - まいくのく/2544 / E.Y. 4.2 / E.F.Y. 5. / F.F.Y. 5. / F.F.F.F.F.Y. 5. / F.F.Y. 5. / F.F.F.Y. 5. / F.F.Y. 5. / F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.F.
放出回数は,年間5回とする。	これによれば、北側及び西側の周辺監視区域境界で、希ガスのヶ線による
b. 放出源の有効高さ	金が線畳の見上値は一排気筒の亜南亜約 650m の地方において 約 3 5 m Sv /
5.1.1.1.1(1) b.と同じとする。	大沙原車 2. 現入 回(3)。 2. 文百 2 1 2 1 2 0 0 0 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	y である。
c. <u><u></u> </u>	周辺における将来の集落の形成を考慮し、北側については周辺監視区域境
5.1.1.1.1(1)c.と同じ気象データを用い,年間平均濃度の計算には,	界。西側については国道 245 号線、南側については日本原子力研究所の南側
第5.1-4表に示す風向別大気安定度別風速逆数の平均を,吹上げ高さの	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
計算には第5.1-4表に示す風向別風速逆数の平均を使用する。	「「項目店「変化」といういうには「しょい」というとくとしました。「以上ではしい」
d. 線量計算地点	平谷口つ八皆木(4),死 3・1 - - 女にふり しおりこのる。 トッジュ トンジー おとら年おと長キや東島 - さきよんな ユレビュ 名子 アメみ
5 1 1 1 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	これによれない、村米の米洛の形成でる風しに地点に布ひ入の / 緑による米
9.1.1.1.1.1.0. CFI / C 9 20.	効線量の最大値は,排気筒の南西約 1,300m の地点において,約 3.3μSv/y
	である。
(2) 線量の計算方法	
計算地点を含む方位及びその隣接方位に対する風向出現頻度(3方位の	5.1.1.2 液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量
風向出現頻度の合計) 並びに年間放出回数を基に,その3方位に向かう合	5.1.1.2.1 計算のための前提条件
計回数を二項確率分布の信頼度を61%として求め、さらにこれを3方位の	(1) 放射性物質の年間放出量
風向出現頻度で比例配分する。	トリチウムを除き年間 3.7×10 <sup>1 0</sup> Bq, トリチウムは年間 3.7×10 <sup>1 2</sup> Bq と
以上の方法で求めた3方位に向かう合計回数を第5.1-5表に示す。あわ	ی مار کی
せて,隣接方位への風向も含めた風向出現頻度を第5.1-5表に示す。	なお、トリチウムを除く放射性物質の核種組成は、次のとおりとする。

9 - 2 - 6

	·····				
I 成(%)	2	-	2	S	ø
核種	S r - 89	S r - 90	I - 131	C s - 134	C s - 137
組成(%)	2	40	7	ç	30
核種	C r - 51	M n - 54	F e - 59	C 0 – 58	C 0 - 60

(2) 海水中における放射性物質の濃度

海水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度とし、 放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除した値とする。

年間の復水器冷却水量は、循環水ポンプの稼動率を 80%として、約 1.56×10<sup>9</sup>m<sup>3</sup>/yである。 、ヘ組ム 1.50の在間か出点 せぬねたずがた間でかす mixを計画

この場合、上記の年間放出量、核種組成及び年間の復水器冷却水放出量 から算出した復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度は次 のとおりである。

年間平均濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	$404.7 \times 10^{-7}$	$\frac{1}{800}$ . 5 × 10 <sup>-6</sup>	約1.7×10 <sup>-6</sup>	約7.1×10 <sup>-7</sup>	約7.1×10 <sup>-6</sup>	約4.7×10 <sup>-7</sup>	$\frac{1}{3}2.4 \times 10^{-7}$	$\$94.7 \times 10^{-7}$	約1.2×10 <sup>-6</sup>	約1.9×10 <sup>-6</sup>	$\frac{4}{10}$ 2. $4 \times 10^{-3}$
核種	C r - 51	M n - 54	F e - 59	C 0 – 58	$C \circ - 60$	S r - 89	S r - 90	I - 131	C s -134	C s - 137	H-3

5.1.1.2.2 線量の計算方法

実効線量の計算は次の計算式により行い,計算に用いるパラメータ等は、 第5.1-8表~第5.1-10表に示す値とする。

ただし、液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量については、

「5.1.1.3 よう素に起因する実効線量」において計算する。

$$H_{W} = 365 \cdot \sum_{k} K_{W} \cdot A_{W}$$

$$A_{W} = C_{W} \cdot \sum_{k} (CF)_{k} \cdot W_{k} \cdot f_{mk} \cdot f_{k}$$
(5.1-5)

に に で,

- Hw : 海産物を摂取した場合の年間の実効線量 (μSv/y)
  - 365 :年間日数への換算係数 (d/y)
- Kwi: : 核種 i の実効線量への換算係数 ( n Sv/Bq)
- A<sub>wi</sub> :核種iの摂取率 (Bq/d)

C <sub>w1</sub> : 海水中の核種 i の濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	林 補		放出率(Ru∕s)
(ru) ・林雄:の治井橋で行中である菊鉄成巻 「 Bq/g )			
Vur)ik: ⊗ 裡 1 V 時 生物 K ℃ M 9 の 感触 は SV ( Bq / Cm 3 )	I - 131		約1.7×10 <sup>3</sup>
W : 海産物 k の摂取量 (g/d)	T 133		¥17 8×10 <sup>3</sup>
f m : 海産物 k の市場希釈係数			01 × 0 • 7 64
f ki : 海産物kの採取から摂取までの核種 iの減衰比	(h) 開欠协用公		
$f_{i_i} = e^{-\frac{0.693}{T_i}}$ 、 (海藻類以外の海産物に対して)	wu Patrix Haへが出力 真空ポンプからのよ	う素の年間	1放出量は, 第4.2-5表の値とする。
$f_{ii} = \frac{3}{12} + \frac{T_{ii}}{0.693 \times 365} (1 - e^{\frac{0.693}{T_{ii}} \times 365 \cdot \frac{9}{12}})$ (海蘂類に対して)	これを下表に示す。		
T ri : 核種 i の物理的半減期 (d)	华 士		大胆补证图(n / )
t , : : 海産物 k (海藻類を除く)の採取から摂取までの期間 (d)	《 通		牛间放出重(Bq/y)
	I - 131		約4.4×10 <sup>9</sup>
5.1.1.2.3 計算結果	I - 133		約4.4×10 <sup>9</sup>
液体廃棄物中に含まれる放射性物質(よう素を除く。)に起因する実効線	また、放出回数は、	年間5回とす	ي ج
<b>量は, 約5.2μSv/yとなる。</b>			
	b. 放出源の有効高さ		
5.1.1.3 よう素に起因する実効線量	5.1.1.1.1(1) b. と同じ.	とする。	
5.1.1.3.1 気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量	c. 気象条件		
5.1.1.3.1.1 年平均地上空気中濃度の計算	連続放出の場合は, 5.	1.1.1.1(1)	c.と同じとする。また,間欠放出の
(1) 計算のための前提条件	場合は, 5.1.1.1.2(1)c.	と同じとす	ې ئ
a. よう素放出量	d. 計算地点		
(a) 連続放出分	気体廃棄物中のよう素	による被ば	く経路は、吸入摂取、葉菜摂取及び
第4.2-5表に示した換気系からのよう素放出量及び原子炉施設の稼	牛乳摂取を対象とする。		
動率(80%)を基に算出した年間平均のよう素放出率を下表に示す。	吸入摂取及び葉菜摂取(	による実効	線量については、将来の集落の形成
	及び葉菜摂取による被ば	く経路の存	在を考慮し、北側については周辺監
	視区域境界、西側につい	ては国道24	15号線,南側については日本原子力

研究所の南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側において、年平均地上空	算結果は、第5.1-11表に示すとおり、それぞれ約1.2×10 <sup>-10</sup> Bq/v	∕ cm³ 及
気中濃度が最大となる地点とする。	び約1.8×10 <sup>-10</sup> Bq/cm <sup>3</sup> である。	
発電所の周辺5km程度の範囲内における乳牛の飼養地としては,発電	また、実在する乳牛飼養地点のうち、年平均地上空気中濃度が最大	大とな
所の南南西方向の長砂、西方向の船場、北西方向の堅磐がある。	るのは,排気筒の南南西約4,400mの地点(長砂)であり,この地点に	におけ
牛乳摂取による実効線量については、これらの実在する乳牛飼養地点	るよう素-131及びよう素-133の年平均地上空気中濃度の計算結果は	は, 第
のうち年平均地上空気中濃度が最大となる地点とする。	5.1-11表に示すとおり,それぞれ約5.4×10 <sup>-11</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 及びá	K約8.5
	×10 <sup>-11</sup> Bq/cm <sup>3</sup> である。	
(2) 計算方法		
a. 連続放出の場合	5.1.1.3.1.2 線量の計算	
計算地点における年平均地上空気中濃度では(5.1-2)式を用い,隣	空気中のよう素による被ばく経路は,吸入摂取,葉菜摂取及び牛乳芽	摂取が
接方位からの寄与も考慮して、次の(2.1-6)式により計算する。	あり、線量評価の対象年令グループは、成人、幼児及び乳児として、シ	次の計
$\overline{X} = \sum_{j=4}^{n} \overline{X}_{jk} + \sum_{j=4}^{n} \overline{X}_{jk-1} + \sum_{j=4}^{n} \overline{X}_{jk+1} $ (5.1-6)	算式により行い, 計算に用いるパラメータ等は第5.1-8表及び第5.1-	- 9表に
にてた,	示す値とする。	
j: 大気安定度 (A~F)	吸入摂取	
L:計算地点を含む方位	$H_{r} = 365 \cdot \nabla K_{r} \cdot A_{r} $ (5.1-7)	(2.
b. 間欠放出の場合	$A_n = M_{-\gamma} \cdot \chi, \tag{5.1-8}$	(8)
計算地点における年平均地上空気中濃度の算出に当たっては、連続放	游过相下。""""""""""""""""""""…	
出の場合と同様,隣接方位からの寄与も含める。	$H_{\nu} = 365 \cdot \sum K_{\mu} \cdot A_{\mu} \tag{5.1-9}$	(6
また, 計算地点を含む方位へ向かう放出回数の計算は, 5.1.1.1.2(2)	$A_{-} = M_{-} \cdot f \cdot f \cdot f \cdot F \cdot o^{-T_{n}} \cdot o^{-1} \cdot (5 \cdot 1 - 1)$	10)
の希ガスの間欠放出の場合と同じ方法による。	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	$H_M = 365 \cdot \sum_{i=1}^{N} K_m \cdot A_{M_i} \tag{5.1-1}$	(11)
(3) 計算結果	$A_{Le} = M_{Le} \cdot f \cdot f \cdot f \cdot F_{Le} \cdot e^{-\frac{0.033}{T_{e}}} \cdot \frac{0.033}{T_{e}} \cdot $	12)
将来の集落の形成及び葉菜摂取による彼ばく経路の存在を考慮した年平		
均地上空気中濃度の最大地点は, 排気筒の南西約3,300mの地点であり, こ	ст. С. С.	
の地点におけるよう素-131及びよう素-133の年平均地上空気中濃度の計	H1 :吸入摂取による年間の実効線量 (μSv/y)	

11 ・ 堆お笹町/5 FSケ間の安松銘曇 ( = 𝘵 / ν)	アれビよれば 気体摩華物中のよう素の吸入摂取, 葉菜摂取及び牛乳摂
	「1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.
H <sub>M</sub> :牛乳摂取による年間の実効線量(μ Sv/y)	による牛間の実刻緑重は, 成人で約0.09 カ 2V/ タ,刻光 C 約0.4 カ 2V/ タ;
365 : 年間日数への換算係数 (d/y)	児で約0.3 <i>μ</i> Sv/yである。
K 11: 核種 i の吸入摂取による実効線量係数 ( π Sv/Bq)	
Kri:核種 i の経口摂取による実効線量係数(μ Sv/Bq)	5.1.1.3.2 液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量
T r i : 核種 i の物理的半減期 (d)	(1) 計算のための前提条件
A [ i : 核種 i の吸入による摂取率 (Bq/d)	a. よう素の年間放出量
A v i : 核種 i の葉菜による摂取率(Bq/d)	5.1.1.2.1(1)に示すとおりとする。
A <sub>M1</sub> :核種 1 の牛乳による摂取率 (Bq/d)	b. 海水中におけるよう素の濃度
M a :呼吸率(cm <sup>3</sup> /d)	5.1.1.2.1(2)に示すとおりとする。
Mv :葉菜の摂取量 (g/d)	(2) 線量の計算方法
M <sub>M</sub> :牛乳の摂取量 (mℓ/d)	線量の計算は、次の計算式により行い、計算に用いるパラメータ等は
f.m : 市場希釈係数	5.1-8表及び第5.1-9表に示す値とする。
f ' : 葉菜及び牧草の栽培期間の年間比	a. 海藻類を摂取する場合
f 。 : 葉菜の除染係数	$H_{WT} = K_3 \cdot \sum_{i} \frac{A_{Wi}}{A_i} \cdot q_s \cdot (SEE)_i \cdot f_{si} $ (5.1-13)
f , : 飼料の混合比	$A_{y_i} = C_{y_i} \cdot \sum_{i} (CF)_i \cdot V_k \cdot f_{y_i} \cdot f_k $ (5.1-14)
F <sub>V1</sub> : 核種 i の空気中から葉菜に移行する割合 [ <u>Bq/cm<sup>3</sup></u> ]	$A_{s} = C_{w_{s}} \cdot \sum_{k}^{s} (CF)_{k} \cdot W_{k} $ (5.1-15)
F <sub>M1</sub> :核種iの空気中から牛乳に移行する割合 [ <u>Bq/m</u> ] Bq/cm <sup>3</sup> ]	
	H <sub>wr</sub> :海産物を摂取した場合の年間の実効線量 (μSv/y)
t v :葉菜の採取から摂取までの期間 (d)	K <sup>3</sup> : 実効線量への換算係数 [dis.g.ル Sv] MeV.Ro.v
t w : 牛乳の採取から摂取までの期間 (d)	d 。 : 甲状腺中の安定よう素量 (g)
	A <sub>wi</sub> :核種 <b>i</b> の摂取率(Bq/d)
5.1.1.3.1.3 計算結果	A 。 : 安定よう素の摂取率 (g/d)
吸入摂取,葉菜摂取及び牛乳摂取による実効線量の計算結果を第5.1-12	(SEB) <sub>1</sub> :核種1の甲状腺に対する比実効エネルギ [ <u>MeV</u> ]
表に示す。	5 min f <sup>5</sup> 1 :核種 1 の甲状腺中比放射能の減衰係数

C M i :海水中の核種 i の濃度(Bq/cm3)	f k.i :海産物 K の採取から摂取までの核種 i の減衰比
(CF) k :よう素の海産物 k に対する濃縮係数 { Bq / g ]	$f_{ki} = e^{-\frac{0.693}{L_i}t}$
W k : 海産物 k の摂取量 (g/d)	T, , : 核種 i の物理的半減期 (d)
f <sub>mk</sub> : 海産物 k の市場希釈係数	t k :海産物 k (海藻類を除く)の採取から摂取までの期間 (d)
f <sub>k1</sub> : 海産物kの採取から摂取までの核種1の減衰比	
$-\frac{10003}{5_{in}}$ (海藻類以外の海産物に対して)	(2) 計算結果
$f_u = \frac{3}{12} + \frac{T_n}{0.693 \times 365} (1 - e^{-\frac{0.693}{T_n} \times 365 \times \frac{0}{12}})$ (海藤獺に対して)	計算結果を第5.1-13表に示す。これによれば,液体廃棄物中に含まれるようなよう素による実効線量は,海藻類を摂取する場合,成人で約0.008μSv
T, : : 核種 i の物理的半減期 (d)	/ A、幼児で約0.03 // Sv / Y、乳児で約0.03 // Sv / yとなる。
t k : 海産物 k (海藻類を除く)の採取から摂取までの期間 (d)	また,海藻類を摂取しない場合は,成人で約0.008μSv/y,幼児で約
C <sub>W。</sub> : 海水中の安定よう素の濃度(g/cm <sup>3</sup> )	0.02μSv/y, 乳児で約0.01μSv/yとなる。
<b>漉薬類を摂取しない場合</b>	
$H_F = 365 \cdot \sum K_T \cdot A_T $ (5.1-16)	5.1.1.3.3 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取す
$A_{\rm H} = C_{\rm H} \cdot \sum_{i} (CF)_{k} \cdot W_{k} \cdot f_{\rm mk} \cdot f_{ii} $ (5.1-17)	る場合の実効線量
۶ ۲.۲.۲.	(1) 線量の計算の方法
H <sub>F</sub> : 海産物(海藻類を除く)を摂取した場合の年間の実効線量(μ	実効線量の計算は、次の計算式により行い、計算に用いるパラメータ等
$Sv \swarrow y$ )	は、第5.1-8表及び第5.1-9表に示す値とする。
365 :年間日数への換算係数 (d/A)	a. 海藻類を摂取する場合
K <sub>T1</sub> : 核種 i の経口摂取による実効線量係数 (μSv/Bq)	$H_T = K_3 \cdot \sum_{i} \frac{A_i}{A} \cdot q_s \cdot (SEE)_i \cdot f_{si} $ $\tag{5.1-18}$
A <sup>F i</sup> : 核種 i の摂取率 (Bq/d)	د ب ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲ ۲
C M.i : 海水中の核種 i の濃度 (Bd/cm <sup>3</sup> )	H <sub>T</sub> : 年間の実効線量 ( <i>μ</i> Sv / y)
(CF) <sub>k</sub> :よう素の海産物 k に対する濃縮係数 [ <u>Bq/em</u> 3]	K <sup>3</sup> : 実 効 線 量 へ の 換 算 係 数 <sup>【 d i s · g · u <sup>S v</sup> ] MeV·Ba·v</sup>
W k : 海産物 K (海藻類を除く)の摂取量 (g/d)	A1 : 核種1の摂取率 (Bq/d)
f <sub>mk</sub> : 海産物 kの市場希釈係数	$(A_i=0.90\cdot A_{Ii}+A_{Ii}+A_{Hi}+A_{Hi})$
	A。 :安定よう素の摂取率(g/d)

b.

9 - 5 - 16
(5.1-15) 式から得られる値を用いる。

q 。 : 甲状腺中の安定よう素量 (g)

(SEB)::核種iの甲状腺に対する比実効エネルギ [ <u>wev</u>] g:dis

f。: : 核種 i の甲状腺中比放射能の減衰係数

b. 海藻類を摂取しない場合

 $H_{Ir} = 365 \cdot \sum_{i}^{n} \{K_{Ii} \cdot A_{Ii} + K_{Ii} \cdot (A_{ii} + A_{M} + A_{Fi})\}$ (5.1-19)  $\zeta \in \zeta \cdot \zeta^{n}$ ,

H<sub>TF</sub>:年間の実効線量(μSv/y)

365 :年間日数への換算係数 (d/h)

K<sub>11</sub>: 核種 i の吸入摂取による実効線量係数 (μSv/Bd)

K<sub>T</sub>1:核種1の経口摂取による実効線量係数(μSv/Bd)

(2) 計算結果

計算結果を第5.1-13表に示す。これによれば、気体廃棄物中及び液体 廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、海藻類を 摂取する場合,成人で約0.01μSv/y、幼児で約0.06μSv/y,乳児で約 0.07μSv/yとなる。 また、海藻類を摂取しない場合は、成人で約0.09μSv/y、幼児で約0.4μSv/y, 乳児で約0.4μSv/y, 乳児で約0.3μSv/yとなる。

5.1.2 線量の評価結果

周辺における将来の集落の形成を考慮し、気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量、液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く。)による実効線量並びに気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する 場合の実効線量を評価した結果は、それぞれ約3.3μSv/y、約5.2μSv/y及

び約0.4μSv/yとなり, 合計約9.0μSv/yである。

この値は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に示される線量目標値 50μ Sv/y を下回る。

第5.1-2表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/8の風向出現頻度

( 70 )

<																
▲ 0.5~2.0m/s の風向出現頻度	5.8	6.5	5.8	8.4	8.4	3.5	4.7	3.3	3.6	5.8	6.6	9.1	6.6	7.3	6.5	8.0
風向出現頻度	9.5	18.7	6.7	4.4	2.8	3.1	6.2	3.0	3.5	5.2	3.5	4.3	9.8	10.5	5.5	3.2
風下方位	SSW	S W	W S W	M	M N M	MN	MNN	N	NNE	N E	ENE	ĿÌ	ESE	SE	SSE	s
風向	N N E	NE	ENE	Щ	ΕSΕ	SE	SSE	S	SSW	S W	W S W	W	ΜNW	NW	N N W	Z

風向, 風速観測点:標高140m

第5.1-1表 放出源の有効高さ

有効高さ (m)	145	160	130	120	140	165	180	155	155	160
方位	NNE	S	SSW	S W	W S W	M	M N M	ΝW	N N W	N

表中の方位以外の有効高さについては、上表の有効高さのうち最も低い値を 使用する。

9 - 5 - 19

風向別大気安定度別風速逆数の総和 5.1-3表 箫

21.72 11.73 14.08 11.5010.3312.23 16.7913.4421.70 19.32 13.98 19.15 24.9323.18 21.57 25.71 ( S ∕ m) ۲. 5.1317.47 24.75 22.5529.76 31.00 12.42 11.01 5.2711.90 6.6477.77 12.6914.67 29.91 33.90ப 195.5867.55 42.7032.2640.3238.55 54.3340.9853.7291.44115.54 30.44102.39 64.5438 21 Ω 80. 50. 6.708.33 25.1120.8216.548.15 9.9721.83 6.304.357.56 8.38 12.2622.38 13.306.88 C 6.108.79 23.4238.13 28.7213.2816.2227.14 25.6731.8234.989.83 20.2817.57 10.8020.71 р 0.370.944.23 5.774.81 2.91 6.292.5578 4.041.80 1.65 2.771.271.81 70  $\boldsymbol{\triangleleft}$ 0 . . 大気安定度 SSW W S WNNE SSE WNW NNN ΕNΕ ш SW ΜN ш (L) 風下方位  $\geq$ Z S Ц S Z S Щ NΝΕ SW ΜNΜ ΝNΝ ENE WSW Ц Ы ы S SW ΝE ΝM 風向 တ (LL) S S Μ Ζ [I] S S

風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速 第5.1-4表

逆数の平均

 $\neg \lceil$ 

Т Т 1 -

(s/m)	全安定度	0.23	0.18	0.27	0.36	0.43	0.30	0.23	0.27	0.25	0.28	0.34	0.36	0.22	0.21	0.27	0.38
	Ц	0.30	0.27	0.41	0.57	0.59	0.30	0.28	0.35	0.21	0.26	0.36	0.36	0.21	0.24	0.32	0.50
	ы	0.25	0.26	0.39	0.49	0.58	0.62	0.47	0.23	0.27	0.29	0.35	0.30	0.24	0.23	0.24	0.35
	D	0.20	0.16	0.22	0.32	0.38	0.30	0.23	0.25	0.24	0.28	0.33	0.34	0.20	0.19	0.26	0.33
	U	0.25	0.20	0.22	0.32	0.32	0.24	0.18	0.18	0.18	0.18	0.24	0.29	0.20	0.20	0.20	0.42
	В	0.52	0.30	0.42	0.39	0.50	0.28	0.22	0.35	0.36	0.37	0.38	0.47	0.38	0.37	0.48	0.78
	A	2.00	0.41	0.78	0.45	0.45	0.31	0.32	0.61	0.59	0.44	0.74	0.53	0.49	0.63	1.02	1.40
	寬安定度 下方位	SSW	SW	WSW	M	M N M	ΝM	N N M	z	NNE	NE	ENE	ы	ESE	S E	SSE	S
	大	NNE	NE	ENE	ы	ESE	SE	SSE	S	SSW	S W	W S W	M	MNW	NWN	N N W	z

T Т Т Т

大気安定度観測点:標高18m

T

Т Т -----

1

風向, 風速観測点:標高140m

風向, 風速観測点:標高 140m

大気安定度観測点:標高 18m

-5 - 226 第5.1-6表 周辺監視区域境界における希ガスのア線に起因する

実効線量(東海第二発電所)

	希ガスのア線に起因する	実劲祿量(μ Sv/y)	約 3.5×10 <sup>0</sup>	約 2.5×10°	約1.7×10 <sup>0</sup>	約 1.6×10 <sup>0</sup>	約1.5×10 <sup>0</sup>	約 1.1×10 <sup>0</sup>	約1.8×10 <sup>0</sup>	約3.8×10 <sup>0</sup>	約4.7×10 <sup>0</sup>	約 5.7×10 <sup>0</sup>	約 7.3×10 <sup>0</sup>	約 6.9×10 <sup>0</sup>	約 4.4×10 <sup>0</sup>	約 3.9×10 <sup>0</sup>	約 6.0×100	約 6.7×10 <sup>0</sup>
き電所排気筒から計	方位及び距離 (m)	距離	650	550	600	660	890	860	590	350	280	230	240	280	360	330	360	460
東海第二系	算地点への	方位	W S W	W	ΜNΜ	ΝM	ΝΝW	Z	NNE	NE	ENE	Ш	ESE	SE	SSE	S	SSW	S W
					H H H H	鬼区嬰現狁					μ μ	御御				+ - 1 1 1	原十刀	<b>帉</b> 究所側
						周辺照1							参考	地点				

第5.1-5表 風向出現頻度(隣接方位も含む)及び間欠放出時の

3方位に向かう合計回数

3 方位に向かう 合計回数	2	2	2	1	1	1		1	ųų	1	ţ		2	2		
風向出現頻度(%) (隣接方位も含む)	31.4	34.9	29.8	13.9	10.3	12.1	12.3	12.7	11.7	12.2	13.0	17.6	24.6	25.8	19.2	18.2
風	NNE	NE	ENE	ы	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	W S W	M	M N M	N W	N N W	N

風向,風速観測点:標高140m

(注)計算地点については、第5.1-1図に示す。

9 - 5 - 24

第5.1-7表 人の居住に着目した場合の希ガスのr線に起因する

実効線量(東海第二発電所)

	帝カスのY級に起ぬする実効線量 (μ Sv/y)		約1.1×10 <sup>0</sup>	約1.5×10 <sup>0</sup>	約 1.6×10°	約 1.7×10 <sup>0</sup>	約 2.1×10 <sup>0</sup>	約 2.4×10 <sup>0</sup>	約 3.3×10 <sup>0</sup>	約 1.6×10°	¥j 6.4×10 <sup>−1</sup>	
	立及び距離(m)]	距離	860	890	660	600	660	930	1,300	1,690	1,870	
計算地点	所排気筒からの方{	方位	Z	NNW	ΝM	ΜNW	M	WSW	SW	SSW	S	
	[東海第二発電]		A	В	U	D	ш	년	Ċ	Н	<b>Peed</b>	

(注) 計算地点については, 第5.1-2 図に示す。

第5.1-8表 線量計算に使用するパラメータ及び換算係数

																				[		Γ
發	4.46×10 <sup>-4</sup>	0.8	2.52 × 10 <sup>2</sup>	T		成人 I-131 0.010 I-133 0.022	幼児 I-131 0.058 I-133 0.12	乳児 I-131 0.15	I - 133 0.33	成人 2.22×107	乳児 8.72×10 <sup>6</sup>	幼児 2.86×10 <sup>6</sup>	成人 100, 幼児 50, 39 년 20	<u>業業・海産物</u> )	牛乳 成人 人 1	"	" 乳児 0.5		0.0		0.5	T 101 0 CV106
東	dis•m <sup>3</sup> •μGy MeV•Bq•h	$\mu$ Sv $\nearrow$ $\mu$ Gy	dis·g·µSv MeV·Bq·y		-		MeV	cin 8			cm <sup>3</sup> / d		g⁄d			mo				I	I	
留	K 1	K 2	${ m K}_3$	fh	f 0		(SEE) i				Ma		Мv		ų	е Т		4	T T	f	fd	
パラメータ	空気カーマ率への換算 係数	空気カーマから実効線 量への換算係数	実効線量への換算係数	家屋の進へい係数	居住係数		甲状腺に対する比実効 エネルギ				呼吸率		葉菜の摂取量		葉菜、牛乳及び海産物	の市場希釈係数		葉菜及び牧草の栽培期	間の年間比	飼料の混合比	葉菜の除染係数	トマ帯火石丘モシン井

	数値	成人 I - 131 0.1 I - 133 0.01 幼児 I - 133 0.04 乳児 I - 133 0.04 乳児 I - 133 0.07	第5.1-10 表に示す。	成人 I -131 1.5×10 <sup>-2</sup> I -133 2.9×10 <sup>-3</sup> 幼児 I -133 6.9×10 <sup>-2</sup> I -133 1.6×10 <sup>-2</sup> 乳児 I -131 1.3×10 <sup>-1</sup> I -133 3.5×10 <sup>-2</sup>	成人 I -131 1.6×10 <sup>-2</sup> I -133 3.1×10 <sup>-3</sup> 幼児 I -133 1.5×10 <sup>-2</sup> I -133 1.7×10 <sup>-2</sup> 乳児 I -131 1.4×10 <sup>-1</sup> I -133 3.8×10 <sup>-2</sup>
(続き)	单 位	ł	μ Sv∕Bq	µ Sv∕Bq	µ Sv∕Bq
	記 句	 03 444	K <sub>w i</sub>	К , ,	Κ <sub>τι</sub>
	パラメータ	甲状腺中比放射能の減 衰係数	液体廃棄物中に含まれ る核種 i の実効線量係 数	よう素における核種 i の吸入摂取による実効 線量係数	よう素における核種 i の経口摂取による実効 線量係数

		(続き)	2	
パラメータ	ž H	単 位	数	
よう素が空気中から牛	f	Bq∕mℓ	$I - 131 6.2 \times 10^{5}$	
乳に移行する割合	Гмі	Bq/cm <sup>3</sup>	$I - 133 4.6 \times 10^{4}$	
			I - 131 8.06	
核種1の物理的半減期	Т.	q	I - 133 0.87 よう素以外は第 5.1-9 表	
			に示す。	
牛乳の摂取量	${ m M}_{ m M}$	mℓ∕d	成人 200, 幼児 500, 乳児 600	
海産物 k に対する濃縮 係数	(CF) <sub>i k</sub>	Bq⁄g Bq⁄cm <sup>3</sup>	第5.1-9表に示す。	
葉菜、牛乳及び海産物	t v		91日の牛型 博覧の25 3	
の採取から摂取までの	t <sub>M</sub>	q	れたの十れば 45 00 00 その他は無視	
期間	t <sub>k</sub>			
			成人	
			魚類 200	
			無脊椎動物 20	
			施藻類 40	
			幼児	
日田町・二字子	117	r / 2	魚類 100	
) 海 座 物 K い 炊 収 重	W <sub>k</sub>	n /a	無脊椎動物 10	_
			海藻類 20	
			乳児	
			魚類 40	_
			無脊椎動物 4	_
			海藻類 8	
海水中の安定よう素の 濃度	C <sub>ws</sub>	g⁄cm³	$5 \times 10^{-8}$	
またのたらする			成人 1.2×10 <sup>-2</sup>	_
〒\\/ 膝 〒 ∪ 女 た よ つ 茶   亘	q s	60	幼児 2.1×10 <sup>-3</sup>	
Ħ			乳児 7.5×10 <sup>-4</sup>	_

ţ

9 - 5 - 27

第5.1-9表 物理的半減期及び濃縮係数

核循	物理的		濃縮係数	
<u>+</u>	半减期	魚類	無脊椎動物	海藻類
C r - 51	27.7d	$4 \times 10^{-2}$	$2 \times 10^{-3}$	$2 \times 10^{-3}$
M n - 54	312. 5d	$6 \times 10^{-2}$	104	$2 \times 10^{-4}$
F e - 59	44.6d	$3 \times 10^{-3}$	$2 \times 10^{-4}$	$5 \times 10^{-4}$
C 0 - 58	70.8d	10 2	10 3	10 3
C 0 - 60	5.27y	10 2	10 3	10 3
S r - 89	50. 5d	1	9	10
S r - 90	28. 5y		9	10
I - 131	8. 06d	10	$5 \times 10$	$4 \times 10^{-3}$
C s - 134	2.06y	$3 \times 10$	$2 \times 10$	$2 \times 10$
C s - 137	30. 0y	$3 \times 10$	$2 \times 10$	$2 \times 10$
H – 3	12.26y			
A g - 110m	249.8d	$3.3 \times 10^{3}$	$3.3 \times 10^{-3}$	2.0 $\times$ 10 <sup>2</sup>

第5.1-10表 液体廃棄物中放射性物質の実効線量係数

9 - 5 - 29

第5.1-11表 よう素の年平均地上空気中濃度(東海第二発電所)

摂取	44 1	年 平均地	上空気中濃度 (Bq	∕cm³)
経路	侅梩	連続放出分	間欠放出分	合計
吸入	I - 131	約1.1×10 <sup>-10</sup>	約 9.9×10 <sup>-12</sup>	約1.2×10 <sup>-10</sup>
葉	I -133	約1.7×10 <sup>-10</sup>	約 9.9×10 <sup>-12</sup>	約1.8×10 <sup>-10</sup>
8 1	I - 131	約4.9×10-11	約 5.0×10 <sup>-1 2</sup>	約 5.4×10 <sup>-11</sup>
7  -	I - 133	約 8.0×10 <sup>-11</sup>	約 5.0×10 <sup>-12</sup>	約8.5×10 <sup>-11</sup>

第5.1-12表 気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量

(東海二発電所)

年令		釆	効線量(μ Sv∕y	
ガループ	摂取経路	I -131	I -133	요락
	吸入	約1.4×10 <sup>-2</sup>	約4.3×10 <sup>-3</sup>	約1.9×10 <sup>-2</sup>
4	葉菜	約4.4×10 <sup>-2</sup>	約2.2×10 <sup>-3</sup>	約4.7×10 <sup>-2</sup>
<u>秋</u> 人	牛乳	約2.0×10 <sup>-2</sup>	約4.4×10 <sup>-4</sup>	約2.0×10 <sup>-2</sup>
	合計	約 7.8×10 <sup>-2</sup>	約7.0×10 <sup>-3</sup>	約 8.5×10 <sup>-2</sup>
	吸入	約2.6×10 <sup>-2</sup>	約9.4×10 <sup>-3</sup>	約3.5×10 <sup>-2</sup>
Ę	擛菜	約1.0×10 <sup>-1</sup>	約 6.2×10 <sup>-3</sup>	約1.1×10 <sup>-1</sup>
刘汜	牛乳	約2.3×10 <sup>-1</sup>	約 6.1×10 <sup>-3</sup>	約2.4×10 <sup>-1</sup>
	合計	約3.6×10 <sup>-1</sup>	約2.2×10 <sup>-2</sup>	約3.8×10 <sup>-1</sup>
	吸入	約1.6×10 <sup>-2</sup>	約 6.7×10 <sup>-3</sup>	約2.3×10 <sup>-2</sup>
Ę	擛菜	約 7.8×10 <sup>-2</sup>	約 5.5×10 <sup>-3</sup>	約8.3×10 <sup>-2</sup>
1 1 1	牛乳	約2.0×10 <sup>-1</sup>	約 7.4×10 <sup>-4</sup>	約2.0×10 <sup>-1</sup>
	合計	約2.9×10 <sup>-1</sup>	約1.3×10 <sup>-2</sup>	約3.0×10 <sup>-1</sup>

第5.1-13表 気体廃棄物中及び液体廃棄物中に含まれるよう素

に起因する実効線量(東海第二発電所)

中政	Å Ľ	N	_	1
び液体廃棄 素を同時に 線量 パノ <sup>y</sup> )	海藻類を摂 ない場合	約9.3×10 <sup>-</sup>	約4.0×10	約3.2×10 <sup>-</sup>
気体廃棄物中及 に含まれるよう する場合の実効 ( <i>u</i> S <sup>1</sup> )	海藻類を摂取す る場合	約1.4×10 <sup>-2</sup>	約5.7×10 <sup>-2</sup>	約7.4×10 <sup>-2</sup>
合まれるよう素 線量 バノ <sup>y</sup> )	海藻類を摂取し ない場合	約8.3×10 <sup>-3</sup>	約1.9×10 <sup>-2</sup>	約1.5×10 <sup>-2</sup>
液体廃棄物中に に起因する実効 (μ Sv	海藻類を摂取す る場合	約8.5×10 <sup>-3</sup>	約2.5×10 <sup>-2</sup>	約3.2×10 <sup>-2</sup>
舟 、	グルーブ	成人	幼児	乳児



第5.1-1図 線量計算地点図 (その1)

5.2 東海発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線量評価

5.2.1 気体廃棄物中の希ガスのr線に起因する実効線量

気体廃棄物の主なものは、生体遮へいコンクリートの熱を除去するための 冷却用空気が遮へい壁と原子炉の間を通過する際に放射化されたアルゴン-41である。

よう素,希ガス等の核分裂生成物については,破損燃料検出器が設けられ ており原子炉運転中でも直ちに燃料取換機により原子炉外に破損燃料を取り 出せるようになっている。したがって,一次冷却材中の核分裂生成物濃度が 高くなることはなく,また,冷却材の漏えいも少ないことから外部へ放出さ れる量は,無視し得ると考えられる。

したがって、ここでは排気筒からの放出の主体となるアルゴン-41による 実効線量の計算を行うものとする。

(1) 計算のための前提条件

a. 年間平均放出率

放出される気体廃棄物の大部分は、生体遮へい壁冷却用空気の放射化 によって生成されるアルゴン-41であり、発電所の年間稼働率(80%) を基に算出した年間平均の希ガス放出率と実効エネルギを下表に示す。

希ガス放出率 (Bq/s)	約1.9×10 <sup>7</sup>
γ線実効エネルギ(MeV)	約1.28

b. 放出源の有効高さ

排気筒は原子炉建屋屋上に設置されており,その地上高、出口直径及 び吹出し速度を下表に示す。

5.1-2図 線量計算地点図 (その2)

翭

	地上高	出口直径	吹出し速度	力研究所の周辺監視区域と接する南側及び海側 10 方位について希ガスの
	(Ш)	(m)	(m⁄s)	Y線による実効線量の計算を行った結果は, 第 5.2-5 表に示すとおりで
	約81	約2.7	約16	୫୪°.
				これによれば,北側及び西側の周辺監視区域境界で,希ガスのィ線によ
	放出源の有効高さの	の評価は, 5.1.1.1.1	(1) b. の東海第二発(	亀所の場合 る実効線量の最大値は, 東海第二発電所排気筒の西南西約 650m(東海発電
	と同じ方法による。	5位別の有効高さを第	<b>第5.2-1表に示す。</b>	所排気筒の西約 550m)の地点において,約 8.4μ Sv/y である。
°.	. 気象条件			周辺における将来の集落の形成を考慮し,北側については周辺監視区域
	気象条件は、現地は	こおける1981年4月か	いら1982年3月までの{	観測による 壊界、西側については国道 245 号線、南側については日本原子力研究所の
	実測値を使用する。			南側周辺監視区域境界のそれぞれ外側について希ガスのヶ線による実効線
	ただし、静穏(通1	常の風速計で観測し	た風速が0.5m/s未\$	<b>構) の場合</b> 量の計算を行った結果は,第5.2-6表に示すとおりである。
	は、風速を0.5m/sと	: し, 風速0.5~2.0m	/sのときの風向出す	見頻度(第 これによれば、将来の集落の形成を考慮した地点で希ガスのγ線による
	5.2-2表に示す。) に	こ応じて各風向に比例	11配分する。	実効線量の最大値は,東海第二発電所排気筒の南西約 1,300m(東海発電所
	年間平均濃度の計	<b>第には、第5.2-3表り</b>	に示す風向別大気安	定度別風速 定度別風速
	逆数の総和を,吹上り	<b>ず高さの計算には、</b> ∮	第5.2-4表に示す風	白別風速逆 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	数の平均を使用する。			9.7.7 夜体既来物中に占ま41の政約注物員に贮込りの夭刻隊里
<del>،ر</del>	幼長封衛地占			液体廃棄物の発生源は、使用済燃料冷却池水と各種の洗浄廃液である。
	· 姚里耳奔远派	× + 1 × 1		使用済燃料冷却池水は,水質維持のため保有水量に対し,最大1日3%程度
	5. I. I. I. I (I) a. ∠⊧			ろ過,脱塩処理が行われている。この処理水は原則として再使用する。
(6	協同の単位市法			したがって、放出の主体は各種器具や衣服等の洗浄廃液である。
7	w里心可痒刀在 「11110」「四」	۰ ۲		(1) 計算のための前提条件
	9・1・1・1・1 (2) と同して	° 0° 6 1		a. 放射性物質の年間放出量
(6	卦 馇 <b>站</b> 用			過去の運転実績によれば,年間の放出量は,多い場合でも,ほぼ3.7
6				×10 <sup>9</sup> ~1.9×10 <sup>10</sup> Bq程度であるが,長期的に見た変動も考慮して,年間
	周辺監視区域の北側及	をび西側境界の 6 方⑴	位並びに参考として、	日本原子 3.7×10 <sup>10</sup> Bqとする。なお,放射性物質の核種組成は,次のとおりとす
				°.Q.

9 - 5 - 37

核種	組成(%)	核種	組 成(%)
F e – 59	1	C s - 134	4
$C \circ - 60$	15	C s -137	50
S r - 90	29	A g - 110m	

b. 海水中における放射性物質の濃度

施水中における放射性物質の濃度は、復水器冷却水放水口の濃度とし、 放射性物質の年間放出量を年間の復水器冷却水量で除した値とする。 年間の復水器冷却水量は、循環水ポンプの稼働率を80%として、約 3.33×10<sup>8m3</sup>/yである。 この場合、上記の放射性物質の年間放出量、核種組成及び年間の復水 器冷却水量から算出した復水器冷却水放水口における放射性物質の年間 平均濃度は次のとおりである。

ſ

-

年間平均濃度(Bq/cm <sup>3</sup> )	約1.1×10 <sup>-6</sup>	$\pm 1.7 \times 10^{-5}$	$\pm 3.2 \times 10^{-5}$	約4.4×10 <sup><math>-6</math></sup>	$405.6 \times 10^{-5}$	約1.1×10 <sup>-6</sup>
核種	Fe-59	$C \circ - 60$	S r - 90	C s - 134	C s -137	A g - 110m

(2) 線量の計算方法

5.1.1.2と同じとする。

(3) 計算結果

液体廃棄物中に含まれる放射性物質に起因する実効線量は、約6.2μSv /yとなる。

5.2.3 線量の評価結果

周辺における将来の集落の形成を考慮し、気体廃棄物中の希ガスのγ線による実効線量及び液体廃棄物中の放射性物質による実効線量を評価した結果は、それぞれ約13*μ Sv/y*及び約6.2*μ Sv/y*となり、合計約19*μ Sv/y*である。

第5.2-1表 放出源の有効高さ

有効高さ (m)	75	95	0.2	65	80	95	105	85	75	75
方位	NNE	S	SSW	S W	W S W	M	M N W	ΝM	N N W	Z

表中の方位以外の有効高さについては、上表の有効高さのうち最も低い値を

使用する。

第5.2-2表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/5の風向出現頻度

風速 0.5~2.0m/S の風向出現頻度	7.1	6.2	8.5	5.9	6.8	3.6	3.2	5.3	3.2	7.0	4.2	7.3	9.0	8.3	7.3	7.1	
風向出現頻度	10.3	15.2	6.8	2.8	2.2	2.2	4.7	5.1	3.6	2.4	2.4	3, 5	9.3	16.4	8.1	5.1	
風下方位	SSW	S W	W S W	M	ΜNΜ	ΝM	N N W	Z	NNE	ΝE	ENE	ы	ESE	с С Е	SSE	S	
風向	NNE	N E	ΕNΕ	ы	ESE	SE	SSE	S	SSW	S W	W S W	M	W N W	ΝW	N N W	Z	

風向, 風速観測点:標高 71m

風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均 第5.2-4表

( N ( N )

全安定度

Į٣.,

È

Ω

C

д

K

風下方位

風向

大気安定度

( s∕m)

0.230.20

0.40

0.260.290.390.550.66

0.19 0.17 0.26

0.280.200.230.280.26

0.470.43

1.30

SSW

NNE

1.14

SW

ΝE

0.39

0.51

0.91

0.400.36

0.30

0.530.73 0.40

Μ

(II)

ΜNΜ

Ц

S

ш

0.31

0.650.66

0.440.510.520.380.230.320.410.540.570.590.500.44

0.57

W S W

ENE

0.41

0.380.26

0.60

0.35

0.23

0.660.44

0.41 0.280.220.400.360.310.270.240.300.31

0.27

0.18 0.18 0.19

0.26

ΝNΝ

SE

S

ΝM

ы S

0.28 0.450.39

0.34

0.24

25

0.

0.36

Z

S

1.01

NNE

SSW

0.520.360.49

0.45

0.240.370.33

0.58

ΝE

SW

0.490.72

Ц

Z Э

WSW

Э S

Μ

0.330.33

0.27

0.29

0.42

0.25

0.290.26

0.87 0.86

Ы

WΝW

(LL)

S Щ

ΜN

0.250.310.34

0.40

0.21

0.41

0.280.30

0.24

0.490.64

0.46

പ്പ

S S

S

ΝNΝ

0.44

0.31

0.65

Z

0.41

風向別大気安定度別風速逆数の総和 5.2-3表

箫

······································						-		~		and the second s						
ſユ	29.63	19.99	18.95	10.79	23.27	14.58	16.61	23.15	23.67	29.60	19.95	25.47	40.00	44.67	41.50	35.04
Ъ	20.58	9.81	6.22	3.59	0.92	1.53	2.58	10.19	6.33	7.55	11.89	15.62	31.36	70.43	58.42	26.52
D	129.97	177.43	86.86	35.54	30.75	17.90	31.04	49.32	37.76	29.51	18.87	38.62	118.46	176.43	94.52	73.91
С	11.41	28.17	26.05	7.72	5.14	6.98	16.49	15.26	5.75	7.04	7.25	10.58	23.28	29.26	11.71	4.49
В	15.42	25.18	40.74	30.89	33.03	26.84	34.08	21.79	12.31	18.62	22.12	32.88	23.00	30.96	11.93	11.72
A	1.44	2.42	7.64	6.61	6.85	5.00	5.75	1.87	3.16	2.43	1.03	0.80	0.98	0.96	0.98	0.72
気安定度下方位	SSW	SW	W S W	Μ	ΜNW	ΝM	N N W	N	NNE	N E	ENE	ы	ESE	SE	SSE	s
大風向風	NNE	ΝE	ENE	ы	ЕSЕ	SE	SSE	S	SSW	SW	W S W	M	M N W	ΝM	ΝNW	N

風向, 風速観測点:標高 71m

大気安定度観測点:標高 18m

大気安定度観測点:標高18m 風向, 風速観測点:標高 71m

-5 - 43с С

第5.2-5表 周辺監視区域境界における希ガスのア線に起因する

実効線量(東海発電所)

		计员计	<del>ہ</del> آر	東海発信	寬所排気	
				節から言	計算地点	メナレチ:名言日子>
		[東海第二発	體所排気筒	への方(	立及び距	術刀人の7緑に起因9 つ
		からの方位及で	š距離(==)]	離 (m)		実劾線量(μ Sv/y)
		方位	距離	方位	距離	
		W S W	650	M	550	約 8.4×100
<u>.</u>	테 가지 당산 상태	M	550	W N W	540	約 6.6×10°
<u> </u>	司以節倪	ΜNΜ	600	ΝM	660	約 5.6×10 <sup>0</sup>
	≤喂児Դ	ΜN	660	NNW	190	約 6.6×10°
		ΜNΝ	890	ΝNΜ	1,060	約 4.7×10°
		N	860	N	1,060	約 5.6×10°
		ΝNΕ	290	ΝNΕ	800	約 5.9×10°
		NE	350	ΝNΕ	540	約 8.7×10°
	間場	ENE	280	NE	440	約1.1×10 <sup>1</sup>
徽	御御	ы	230	ΝE	350	約1.3×10 <sup>1</sup>
淅		н С Е С	240	ENE	290	約 1.5×10 <sup>1</sup>
斟		SE	280	ப	250	約 2.4×10 <sup>1</sup>
点	+	SSE	360	S E	230	約 5.0×101
	+ + M U U	S	330	SSE	140	約4.6×10 <sup>1</sup>
	所して	SSW	360	SW	160	約 4.2×10 <sup>1</sup>
	<b>切 た</b> が 関	SW	460	WSW	300	約 2.4×10 <sup>1</sup>

第5.2-6表 人の居住に着目した場合の希ガスのア線に起因する

実効線量(東海発電所)

	計算地点		東海発電	所排気筒	発ガスのア線に起因
[東海第二	発電所排気筒か	らの方位及び	から計算	地点への	1111111111111111111111111111111111111
距離 (m)]			方位及び間	豆離 (m)	りる夫効酸単
	方位	距離	方位	距離	(μ Sv/y)
A	z	860	Z	1,060	約 5.6×100
В	N N N	890	N N W	1,060	約 4.7×10 <sup>0</sup>
С	ΝM	660	N N W	790	約 6.6×100
D	M N M	600	ΝW	660	約 5.6×100
ப	M	660	ΜNW	640	約 5.7×10 <sup>0</sup>
Ŀ	W S W	930	W	820	約 5.4×10 <sup>0</sup>
Ċ	S W	1, 300	SW	1,130	約 1.3×10 <sup>1</sup>
Н	SSW	1,690	SSW	1,490	約7.7×10 <sup>0</sup>
Т	S	1,870	S	1,670	約 3.9×10 <sup>0</sup>
				1	

(注) 計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。

これらを第5.1-2図に示す。

9 - 5 - 45

(注) 計算地点については,東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。

これらを第5.1-1図に示す。

第5.3-1表 人の居住に着目した場合の希ガスのア線に起因する

実効線量(東海第二発電所,東海発電所合算)

気体廃棄物中の希ガスのア線による実効線量の評価結果は第 5.3-1 表に示

すとおりである。これによれば、将来の集落の形成を考慮した地点での希ガスの7線の実効線量の最大値は、東海第二発電所排気筒の南西約 1,300m の

将来の集落の形成を考慮した地点における東海第二発電所と東海発電所の

東海第二発電所と東海発電所の放射性廃棄物により一般公衆の受ける線

量評価

5.3

地点(東海発電所排気筒の南西約 1,130mの地点)において,約 16μSv/y

である。

また、これに東海発電所の液体廃棄物中の放射性物質による実効線量及び 東海第二発電所の気体廃棄物中に含まれるよう素を摂取する場合の実効線量

を加算すると,合計で約 23 m Sv/y となる。

	1 年 一 年 一 年		希ガスのィ	線に起因する	5実効線量
				( $\mu$ Sv/y)	
[東海第二発電]	所排気筒からの方化	⊈及び距離(m)]	東海第二	東海	
	方位	距離	発電所	発電所	d⊓
A	N	860	約 1.1×10 <sup>0</sup>	約5.6×100	約 6.6×10 <sup>0</sup>
В	NNW	890	約 1.5×10 <sup>0</sup>	約 4.7×10 <sup>0</sup>	約 6.2×10 <sup>0</sup>
C	ΝM	660	約1.6×10 <sup>0</sup>	約 6.6×100	約 8.2×10 <sup>0</sup>
D	M N M	600	約 1.7×100	約 5.6×10 <sup>0</sup>	約 7.4×10 <sup>0</sup>
ы	M	660	約 2.1×10 <sup>0</sup>	約 5.7×10 <sup>0</sup>	約 7.9×10 <sup>0</sup>
ĹŦ.	W S W	930	約 2.4×10 <sup>0</sup>	約 5.4×10 <sup>0</sup>	約 7.9×100
Ċ	SW	1,300	約3.3×10 <sup>0</sup>	約1.3×10 <sup>1</sup>	約1.6×10 <sup>1</sup>
Н	SSW	1,690	約 1.6×10 <sup>0</sup>	約 7.7×10 <sup>0</sup>	約9.3×10 <sup>0</sup>
ľ	S	1,870	約 6.4×10 <sup>-1</sup>	約3.9×10 <sup>0</sup>	約4.6×10 <sup>0</sup>

(注)計算地点については、東海第二発電所排気筒を基準にしたものである。

これらを第 5.1-2 図に示す。

9 - 5 - 47

6. 発電所内外の放射線監視	を監視する。
6.1 前書さ	例えば、人の常駐する中央制御室や廃棄物処理系制御室、立入り頻度の多
発電所内外の放射線監視の方法は、所内外の放射線レベルを常に監視し、	い燃料取替床,タービン建屋主通路,タービン発電機運転床等に設置する。
原子炉施設、周辺環境及び放射線業務従事者の作業環境の安全を確認すると	エリア・モニタは,放射線レベルがあらかじめ設定された値を超えた場合,
同時に、万一の放射線レベルの異常及び事故の早期発見、さらに、それらの	中央制御室及び必要な箇所については現場において警報を発する。
事態に敏速かつ確実に対処するに十分なものとし、周辺一般公衆及び放射線	なお,警報は異常の発見を主目的とすることから,その警報設定点は,通
業務従事者の放射線障害を未然に防止し得るものとする。	常のバックグラウンド値を基にして定める。
	また,放射線業務従事者等が,特に頻繁に立ち入る箇所については,定期
6.2 発電所内の放射線監視	的及び必要の都度サーベイ・メータによる外部放射線に係る線量当量率の測
放射線業務従事者等の被ばく線量の管理が、容易かつ確実に行えるように	定を行う。
するため放射線計測器により、所内の必要箇所、特に管理区域の放射線レベ	
ル等の状況を把握する。	6.2.2 空気中の放射性物質濃度及び表面の放射性物質の密度の測定
また,放射線防護の観点から特に注意を要する作業,例えば、外部放射線	管理区域内の放射線業務従事者等が特に頻繁に立ち入る箇所については、
に係る線量当量率,空気中及び水中の放射性物質の濃度,又は表面の放射性	空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を把握するため、サ
物質の密度が著しく高いか、又は一時的に高くなるおそれのある場所におい	ンプリング等による測定を定期的及び必要の都度行う。
て作業が行われる場合には、作業前及び実施中に必要に応じ線量当量率等の	
測定監視を行う。	<ol> <li>6.2.3 系統内の放射能測定</li> </ol>
	原子炉施設が正常に運転されていることを確認するため、系統内の気体中
6.2.1 外部放射線に係る線量当量率の測定	及び液体中の放射性物質の濃度を添付書類八の「11.3.2 放出放射性廃棄物
発電所内の外部放射線に係る線量当量率の測定は,放射線の種類,程度に	及び系統内の放射線監視設備並びに測定機器」に記述するプロセス・モニタ
応じた適切な測定器を用いて測定を行う。特に管理区域内については固定モ	により測定する。
ニタと携帯用のサーベイ・メータとの組合せにより監視する。	プロセス・モニタは,系統内の気体中又は水中の放射性物質の濃度を常に
固定モニタであるエリア・モニタは、人の立ち入る場所で、運転状況によ	監視し, そのレベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は, 中央制御室
り外部放射線に係る線量当量率が大きく変動する場所、パトロール等で頻繁	において警報を発し、適切な処置がなされるよう運転員の注意を喚起する。
に人が立ち入る場所等の管理区域の主要部分の外部放射線に係る線量当量率	なお、警報は異常の発見を目的とすることから、その警報設定点は通常の

た野垣ナス

9 - 6 - 1

9 - 6 - 2

バックグラウンド値を基にして定める。	6.3.2 液体廃棄物
上記のモニタのほかに,主な系統は定期的及び必要の都度サンプリングし,	放射性液体廃棄物は,放射性物質濃度のごく低いものを除き,原則として,
放射性物質の濃度を測定する。	環境には放出せずできる限り固化するか,処理後再使用する。
	液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には,あらゆる場合,一時
6.3 放射性廃棄物の放出管理	サンプルタンクに貯留した後タンク内の廃液をサンプリングし,放射性物質
発電所外に放出される気体及び液体廃棄物は、次に述べるように厳重に管	濃度を測定して, 排水口における放射性物質濃度が, 経済産業省告示「実用
理を行い,周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が経済産業	発電用原子炉の設置,運転等に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定
省告示「実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則の規定に基づく線量	める告示」(第 9 条)に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超
限度等を定める告示」(第9条)に定める値を超えないようにする。	えないようにするとともに、排水中の放射性物質の放出量について放出管理
さらに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基	に関する目標値を超えないように努める。
づき,発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め,	さらに,放出される液体中の放射性物質の濃度は,液体廃棄物処理系排水
これを超えないように努める。	モニタ又は雑固体減容処理設備排水モニタによって監視する。この液体廃棄
	物処理系排水モニタ及び雑固体減容処理設備排水モニタの測定結果は、中央
6.3.1 気体廃棄物	制御室又は廃棄物処理建屋操作室に指示。記録するとともに,放射性物質濃
平常運転時に気体廃棄物を大気中に放出する場合は、すべて排気筒から放	度が予め設定された値を超えた場合は警報を出し、適切な処置がなされるよ
出する。気体廃棄物中の希ガスの環境放出量は,排気筒モニタにより連続監	う運転員の注意を喚起する。
視する。排気筒モニタの測定結果は,中央制御室に指示・記録し,放射線レ	被体廃棄物処理系排水モニタ及び雑固体減容処理設備排水モニタの警報設
ベルがあらかじめ設定された値を超えた場合は警報を出し、適切な処置がな	定点は,通常のバックグラウンド値を基にして定める。
されるよう運転員の注意を喚起する。	
なお、排気筒モニタの警報設定点は、通常のバックグラウンド値及び放出	6.4 発電所外に関する放射線監視
管理の目標値を基にして定める。	「6.3 放射性廃棄物の放出管理」で述べたように、気体及び液体廃棄物
また、よう素及び粒子状物質の環境放出量は、排気筒モニタのよう素用フ	の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに異常がないことを確認す
ィルタ及び粒子用フィルタを定期的に交換し、その放射性物質の量を測定す	るため周辺監視区域境界付近及び周辺地域において外部放射線に係る線量当
ることにより監視する。	量及び環境試料の放射能の監視を行う。
	なお、測定の実施に当たっては、地点及び対象について東海地区の環境放

9 - 6 - 3

9 - 6 - 4

射能監視計画との調整を考慮する。

6.4.1 外部放射線の監視

外部放射線に係る線量当量については、周辺監視区域境界付近に設けるモニタリング・ポイントに熱蛍光線量計を配置し、これを 3 か月毎に定期的に

回収して線量当量を読み取ることにより測定する。 外部放射線に係る線量当量率は、周辺監視区域境界付近に設置したモニタ

リング・ポスト(シンチレーション式検出器)により連続測定する。

6.4.2 環境試料の放射能監視

周辺環境の海底土,海洋生物,土壌及び陸上生物等の放射性物質濃度をセシウム-137,コバルト-60 等比較的長寿命核種に重点をおき 3 か月又は 6 か月毎に定期的に測定する。

なお、よう素については、試料の性状に応じて測定する。

- 7. 放射線業務従事者の被ばく管理
- 7.1 基本的考え方

放射線業務従事者の被ばく線量管理は、被ばく線量が法令の線量限度を超えないよう常に監視評価するとともに、発電所の各種業務は、各人の被ばく線量を合理的に達成できる限り低く保ち、かつ無用の被ばくを避けるよう管理区域への出入管理、作業店は、防護具着用等の放射線防護対策に細心の注意を払うこととする。

7.2 被ばく線量の監視評価

被ばく線量の監視評価の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 管理区域に立入る者に対しては、電子式個人線量計を着用させ、外部被ばくによる線量当量を測定し、その日毎に監視する。
- (2) 外部被ばくによる線量の評価は、定期的及び必要に応じて電子式個人線 量計の測定結果を積算することにより行う。
- (3) 特殊な作業に従事する者に対しては、その作業に応じて適切な測定器 (中性子用線量計等)を着用させ、その都度線量当量を測定して監視を行う。
- (4) 内部被ばくによる線量の評価は、定期的及び必要に応じて、ホールボディカウンタによる測定等により行う。
- 7.3 管理区域への出入管理

管理区域への出入管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 管理区域には、予め指定された者以外の立入りを原則として禁止する。
- (2) 管理区域に立入る者に対しては,電子式個人線量計の着用を確認させる。
- (3) 管理区域内の汚染管理区域及び特別立入制限区域(高放射線,高汚染)

に対しては立入制限を行う。

(4) 汚染管理区域への立入りは、必要に応じて適切な防護具を着用させる。(5) 汚染管理区域から退出する場合には、退出モニタ等により、表面汚染検

査を行わせる。汚染が認められた場合には手洗い,シャワ等により除染を 行わせる。